

地域交通法及び主な国庫補助制度について

国土交通省 東北運輸局
交通政策部 交通企画課



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう



東北運輸局マスコットキャラクター
とうほくろっ犬

本日の構成

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

- ①地域交通法の概要
- ②地域交通法の改正
- ③「交通空白」解消に向けた取り組み
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤アップデートガイダンス Ver1.0

2. 予算関係（令和7年度補正予算・令和8年度当初予算）

- ①地域公共交通確保維持改善事業
 - ①-1 調査事業補助
 - ①-2 地域内フィーダー系統補助
- ②観光振興事業
 - ・地域内観光フィーダー系統補助

3. その他

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

①地域交通法の概要

②地域交通法の改正

③「交通空白」解消に向けた取組

④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

⑤アップデートガイダンス Ver 1.0

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定める。(平成19年制定)

地域公共交通計画

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- ・ 全ての地方公共団体に対して作成の努力義務 ※計画作成数：835件（2023年度末時点）
- ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、地域公共交通計画に盛り込むことができる法定事業

- ◇ 軌道運送高度化事業
LRT（Light Rail Transit）の整備
- ◇ 道路運送高度化事業
BRT（Bus Rapid Transit）の整備
- ◇ 鉄道事業再構築事業
鉄道の上下分離等
- ◇ 地域旅客運送サービス継続事業
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持
- ◇ 貨客運送効率化事業
貨客混載の導入
- ◇ 地域公共交通利便増進事業
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等



実施計画

- ・ 個々の特定事業について、地方公共団体・事業者が実施計画を作成
- ・ 実施計画について国土交通大臣の認定を受けた場合、予算上の措置（地域公共交通確保維持改善事業等）や法律上のワンストップ特例（許認可手続の一元化）などの特例措置

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

- ①地域交通法の概要
- ②地域交通法の改正
- ③「交通空白」解消に向けた取組
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤アップデートガイダンス Ver 1.0

地域交通法の制定・改正の主な変遷

平成
19年
制定

＜地域交通の活性化・再生を通じ魅力ある地方創出に向け、地方のニーズに合った新たな旅客運送サービスの導入円滑化等を図る制度の創設＞
【協議会・計画作成制度の創設】

- ・ 市町村が主体となり幅広い関係者の参加による協議会（法定協議会）を設置する仕組みの整備。
- ・ 「地域公共交通総合連携計画」（マスタープラン）の作成を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する仕組みを整備。

【特定事業の仕組みの整備】

- ・ 地域公共交通特定事業の実施計画を国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することで、地域の取組を後押しする制度を整備。

平成
26年
改正

＜まちづくりと連携した地域交通の確保に向け、自治体为先頭に立ち、関係者の合意の下、地域交通を作り上げられる制度の創設＞
【法定計画の拡充】

- ・ 地域の交通圏の広がりをつまみ、広域的な地域公共交通網の形成を進めるため、都道府県を計画作成主体に追加。

【特定事業の拡充】

- ・ 「地域公共交通再編実施計画（現：地域公共交通利便増進実施計画）」と整合性のとれた地域交通を実現するため、バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、同事業を実施する区域内のバス事業者等に対し、「地域公共交通再編実施計画」を維持する観点から事業許可の審査・命令を行う制度を創設。

令和
2年
改正

＜持続可能なサービス提供の確保に資する取組の推進に向け、地域自ら地域交通をデザインし、移動ニーズに応えられる制度の創設＞
【法定計画の拡充】

- ・ 地域の輸送資源の総動員による地域公共交通の維持・確保を図るため、法定計画を「地域公共交通計画」と改め拡充。
- ・ 全ての地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成を努力義務化。

【特定事業の拡充】

- ・ 公募を通じた廃止予定路線の維持を図る「地域旅客運送サービス継続事業」を創設。
- ・ 地域公共交通再編事業を拡充し、「地域公共交通利便増進事業」を創設。

令和
5年
改正

＜地域公共交通のリ・デザイン（再構築）に向け、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の連携・協働を促進する制度の創設＞
【目的規定の追加】

- ・ 目的規定に「地域関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として地域の関係者の連携と協働を促進を追加。

【ローカル鉄道再構築に関する仕組みの創設】

- ・ ローカル鉄道の再構築に関する仕組みとして、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」を創設。

【特定事業の拡充】

- ・ 「地域公共交通利便増進事業」において、エリア一括協定運行事業を創設。
- ・ 「道路運送高度化事業」において、交通DX・GXを推進する事業を創設。

地域交通法の一部改正案概要(R8.3.10閣議決定)

背景・必要性

【担い手不足等による供給力の急速な減少】

- 運転者等の担い手不足が深刻化し、H28年度からR5年度にかけて1.9万人減少し、11.4万人。
- H28年度からR6年度にかけて、路線バスは約15,804km、鉄軌道は約533kmが廃止。
- 地方公共団体においてもノウハウ・マンパワーが不足。5万人未満の自治体の84%が専任担当者ゼロ。

【地域公共交通に関する社会的需要の拡大】

- 人口減少・高齢化が進む中で、特に地方部においては、買物、医療、教育など日常生活に不可欠なサービスの再編が急速に進んでいる。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、外出・通院機会の減少による健康面への悪影響や、現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性

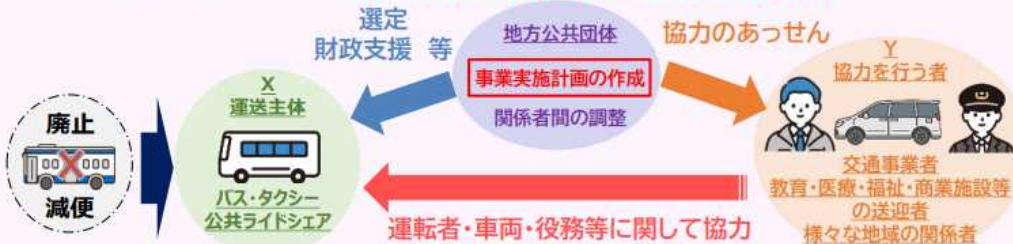
輸送資源のフル活用、共同化・協業化等により、集中対策期間（令和7～9年度）での「交通空白」解消・将来的な発生抑制ひいては持続可能な地域公共交通の実現を図る必要



自動車地域旅客運送サービス再構築事業

- 「交通空白」等になっている地域で、地方公共団体が、運送主体(X)を選定し、Xへ協力する者(Y)をあっせんすることで、運転者や車両等の輸送資源をフル活用する「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」を創設

地方公共団体が主導して、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供



施設利用者用運送サービス提供者（教育・医療・福祉・商業・宿泊施設等の送迎者）

施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者は、事業の円滑な実施に協力する努力義務

【施設利用者用運送サービス提供者による協力】 【交通事業者同士の協力】

- 運送主体に、学校・病院・福祉施設・商業施設などの送迎を行う者が有する人員・車両等を提供
- 運転者不足を理由に路線の維持が困難となったバス路線を地元の交通事業者の協力を得る形で運行を継続



連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の企業・団体も関係者間の調整役として重要な役割を果たしている

「連携促進団体」として位置づけ

- ・法定協議会の任意構成員として明確化
- ・地域公共交通計画の作成等への提案

【地方公共団体及び交通事業者等による共同体】

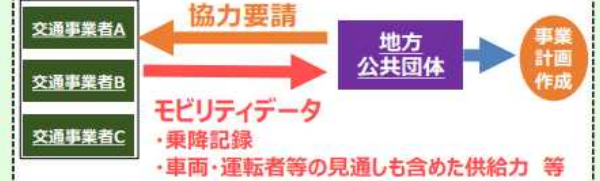


【サービス導入を支援する民間企業】



モビリティデータの利活用

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業等について、地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることとし、事業実施を促進。



海上運送・鉄道分野での取組充実

【海上運送・鉄道分野での取組充実】

- 船舶検査に伴う運休・減便を回避するため、他の事業者の協力を得て、船舶の貸渡しや代替運航により、検査期間中の運航の確保を図る事業を創設

【鉄道事業再構築事業の拡充】

- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる特例を追加

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

- ①地域交通法の概要
- ②地域交通法の改正
- ③「交通空白」解消に向けた取組**
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤アップデートガイダンス Ver 1.0

「交通空白」解消の取り組みについて

- 人口減少や高齢化による免許返納が進展。買物、医療、教育など様々な日常サービスを支える地域交通の役割はますます高まる一方、地域鉄道・路線バスの運転者の不足、減便や廃止により、地域交通は危機的な状況
- 日本版・公共ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら、「交通空白」を解消していく必要

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）



- ① 「地域の足対策」と「観光の足対策」
 - ② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及
- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| R6. 7.17 | 第1回本部 | R7. 2.25 | 第3回幹事会 |
| R6. 8. 7 | 第1回幹事会 | R7. 4.24 | 第4回幹事会 |
| R6. 9. 4 | 第2回本部 | R7. 5.30 | 第4回本部 |
| R6.10.30 | 第2回幹事会 | R7. 9.10 | 第5回幹事会 |
| R6.12.11 | 第3回本部 | R7.12.19 | 第5回本部 |

- ローカル鉄道
- バス
- 乗用タクシー
- 日本版RS
- 公共RS
- 乗合タクシー
- AIオンデマンド
- 許可・登録を要しない輸送

高市内閣総理大臣 施政方針演説（R8.2.20抜粋）



（八）地域未来戦略
 地域交通や物流を維持するため、中継輸送やD Xの推進、多様な主体による協業を促す枠組みの創設を通じ、交通空白やドライバーなどの担い手不足の課題解消に取り組みます。

「交通空白」解消に向けた取組方針2025（概要）※骨太の方針2025にも本施策を位置づけ

目の前の「交通空白」への対応

地域の足 約2,000地区	実施中 548地区 準備中 854地区 検討中 655地区	観光の足 約460地点	早急に要対策 252地点 要対策 210地点
-------------------------	--	-----------------------	---------------------------------

集中対策期間（R7～9）後

リストアップされたすべての地区・地点で
「交通空白」解消に目途

「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり

集中対策期間後も見据え、自治体等における体制構築を推進

体制構築基本目標
 3か年で300市町村
都道府県ごとにモデル地域を創出

共同化目標
 3か年で100件

都道府県目標
 3か年で47都道府県

※ 未然防止が必要な地区（要モニタリング地域の足1,632地区・観光の足146地点）にも先手先手で対応

国による総合的な後押し

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との橋渡し・調整、都道府県と連携した説明会の開催等を実施



制度・事例等に係る情報・知見の提供

自治体業務の補完・省力化を推進し、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを支援するため、ガイダンスやポータルサイト、カタログ等の支援ツールを提供



実証・実装等に向けた十分な財政支援

予算面や体制構築（広域調整、担い手づくり等）を必要とする取組に対して、各種支援メニューにより、「交通空白」解消に向けた取組の実装や持続可能な体制づくりを後押し

スクールバスへの地域住民の混乗に係る実証事業（京都府京田辺市）



複数施設での共同送迎システムによる運行実証事業（岡山県玉野市）



「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（R8.2.13：1,409会員）

第1回プラットフォーム発足 （R6.11.25）



発足時の総会に計500名超が参加

第2回プラットフォーム （R7.3.19）



平井鳥取県知事ほか各界からの講演

さらなる官民の取組 実装に向けて パイロット・プロジェクトの展開 （5分野30プロジェクト）



カタログによるマッチング支援



パートナー企業からのご発表



新たな制度的枠組みの構築

共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足のとのハイブリッド化等

バス協調・共創プラットフォームひろしま



・広島市とバス事業者8社で、協調・共創プラットフォーム（一般社団法人化）を立ち上げ、共同運営システムを構築
 データを活用した企画立案・システムや車両の共有等を実施

能登地域における広域連携のイメージ



・奥能登2市2町で広域で共通のAIオンデマンド交通の導入
 ・広域運営体制を構築することにより、圧倒的な担い手不足に対応

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム

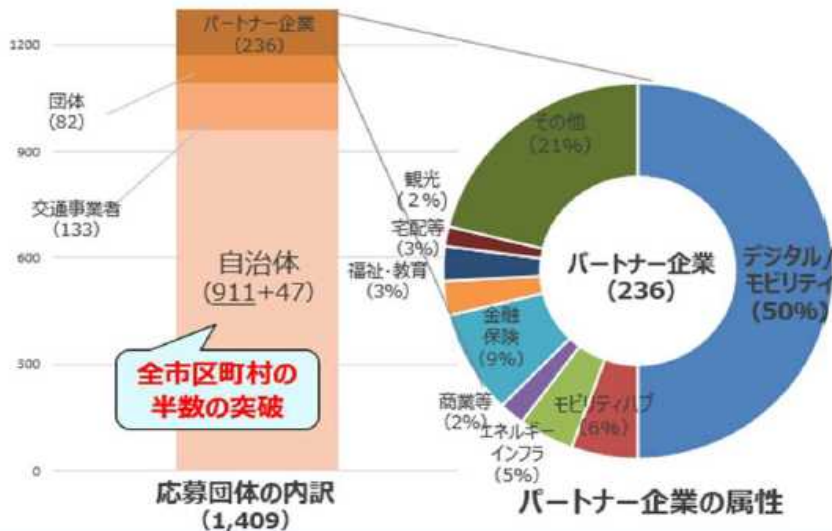
概要

- ▶ **目的**
「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体、交通事業者と、様々な資源を持つ幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制を構築し、「交通空白」解消に向けて、「地域の足」・「観光の足」を確保するため、実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進する。
- ▶ **プラットフォーム会員**
 - 「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体や交通事業者
 - 「交通空白」の解消に貢献する高い意欲を持つ**パートナー企業または団体※** 等
- ▶ **主な取組**
 - 1 **課題×ソリューションのマッチング**
 - 2 **空白解消に向けたパイロットプロジェクト**
 - 3 **空白解消に向けたナレッジの共有**

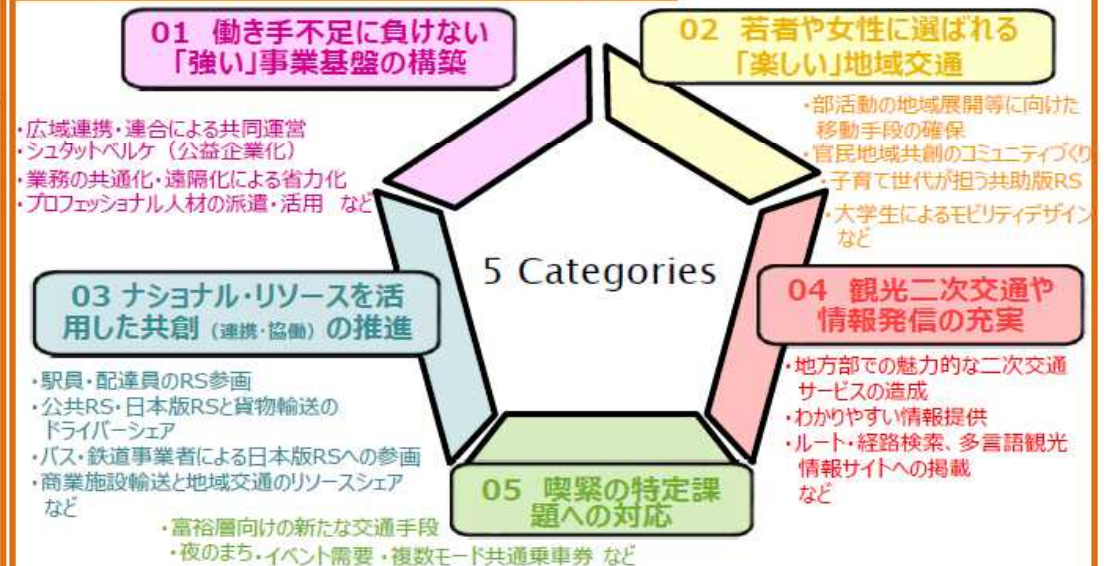
※インバウンド、若者、女性、障がいをお持ちの方等の視点からの取組にも留意

体制 (R8.2.13)

- 第1回会合 (R6.11.25) 後、プラットフォームの会員公募を開始。
- これまで、「交通空白」解消に向けたソリューションを話していただく**ピッチ・イベント**の開催及び会員企業等が主催するイベントにプラットフォームとして協力・参加する**スピノフ・イベント**の募集・開催。
- R8.2.13時点での参加団体は合計**1,409**に増加。R6.11の発足時167から大きく体制が充実。
- 今後も会員は随時募集。



パイロット・プロジェクト概要



- 人口減少・働き手不足の下において、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤である地域交通を守るため、**従来の発想を超える地域交通の「新しいカタチ」を官民で創出すること**とし、2030年頃を見据え、**全国展開・実装が期待される新しい仕組み (運営、技術・サービス、システム、人材等) の構築**に取り組む。
- これまで**計30件の実証事業を公表・展開**してきたところ、今後も各事業の課題や成果を広く共有しながら、リーディングモデルを全国的に横展開していく。

プラットフォーム東北会員一覧(R8.3.13時点)

地方	都道府県	応募自治体	自治体数		計
			応募自治体数		
東北	青森県	青森市、弘前市、むつ市、大間町、平川市、東通村、野辺地町、佐井村、五戸町、鶴田町、六ヶ所村、中泊町、八戸市、六戸町、つがる市、深浦町、階上町、五所川原市、大鰐町、黒石市	20	40	104
	岩手県	宮古市、一関市、北上市、矢巾町、洋野町、軽米町、住田町、岩泉町、八幡平市、滝沢市、紫波町、奥州市、九戸村、盛岡市、遠野市、大船渡市、西和賀町、岩手町	18	33	
	宮城県	加美町、富谷市、仙台市、利府町、白石市、多賀城市、山元町、大衡村、（※8）角田市、気仙沼市、登米市、川崎町（※8）角田市地域公共交通活性化協議会	12	35	
	秋田県	にかほ市、北秋田市、大館市、仙北市、東成瀬村、由利本荘市、男鹿市、三種町、湯沢市、潟上市、鹿角市、藤里町、秋田市、大仙市、横手市、大潟村	16	25	
	山形県	新庄市、白鷹町、最上町、南陽市、西川町、長井市、山形市、大江町、河北町、寒河江市、高畠町、上山市、天童市、尾花沢市、酒田市、飯豊町	16	35	
	福島県	いわき市、磐梯町、田村市、西郷村、会津坂下町、福島市、浪江町、古殿町、国見町、三春町、南会津町、天栄村、柳津町、喜多方市、会津美里町、会津若松市、矢吹町、湯川村、小野町、須賀川市、北塩原村、南相馬市	22	59	

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

- ①地域交通法の概要
- ②地域交通法の改正
- ③「交通空白」解消に向けた取組
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤アップデートガイダンス Ver 1.0

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開 (令和7年度補正・令和8年度予算)

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針 2025」に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の实情に応じた移手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等
 令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円
 ・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
 ：令和7年度補正 510億円の内数、令和8年度 4,597億円の内数
 ・鉄道施設総合安全対策事業費
 ：令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
 ・訪日外国人旅行者受入環境整備
 ：令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

- 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保
 - 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)
 - 『『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進
(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)
 - 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
 - デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進
 - 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援
 - 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
 - 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援
 - 財政投融资（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）
- ※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施



複数事業者による共同化

- 集中対策期間における「交通空白」解消
 - デマンド交通・公共ライドシェア等の移手段確保の後押し（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）



公共ライドシェア

地域公共交通の維持・確保等

- 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
 - 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
 - バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

- 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）
 - 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
 - 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
 - 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

- 自動運転の事業化に向けた重点支援
- 地域交通DX(COMmmONS等)による生産性等の向上
(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

- ローカル鉄道再構築
(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)
- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



パイロット気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和8年度）

令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、**共同化・協業化**、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）**、**地方公共団体の体制整備**等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

【地方公共団体の負担分について、新たに特別交付税措置を創設（1.または2.のみ）】

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

1. 「交通空白」解消タイプ

POINT

商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる場合、**定額の引き上げ**（上限750万円）

- 全国に約2,500存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までトータルで支援**
- 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2 / 3（上限1億円）**
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

2. 共同化・協業化促進タイプ

POINT

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への**運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を**調査から運行までトータルで支援**

➤ 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2 / 3（上限1億2,000万円）**

複数の自治体・交通事業者で**共同でのサービス提供**を行う事業について、**重点的に支援**

3. 地域交通DX推進タイプ

POINT

国の定める標準仕様に基づき、**デジタル技術活用**による事業者・他分野連携を支援

- 事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用**や**国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装**を支援
- 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1 / 2～2 / 3（上限1億円）**
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

4. モビリティ人材・組織育成タイプ

POINT

地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない**持続可能な地域交通を実現するための体制整備**に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う**人材や組織の育成**等を支援

➤ 補助率：**定額（上限3,000万円）**

持続可能な地域交通を実現するための組織の立ち上げも支援



令和8年4月28日
総合政策局地域交通課
総合政策局交通産業室
総合政策局モビリティサービス推進課
物流・自動車局旅客課

R8.4.28プレスリリース 令和8年度「『交通空白』解消等 リ・デザイン全面展開プロジェクト」 事業採択について

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000515.html

令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」 （『交通空白』解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプ） の事業採択について

国土交通省では、全国の「交通空白」の早期解消に向けた取組を後押しするため、令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」（『交通空白』解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプ）の公募を行い、「『交通空白』解消タイプ」217件、「共同化・協業化促進タイプ」34件、「モビリティ人材・組織育成タイプ」89件の事業を採択しました。

【事業概要】

令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、喫緊の課題として取り組む「交通空白」の解消のほか、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供など、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。（※採択事業については別紙参照）

① 「交通空白」解消タイプ

「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェアやデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を行う事業を対象とします。

② 共同化・協業化促進タイプ

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化を推進し、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する体制の構築や運行を行う事業を対象とします。

③ モビリティ人材・組織育成タイプ

地方公共団体職員におけるモビリティデータの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案及び交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進めるための専門人材や組織の育成、またそれらを地方公共団体と連携して実施する取組を行う事業を対象とします。

なお、**5月中旬以降に2次公募を実施**します。詳細は別途ホームページ等でご案内します。

【お問い合わせ先】

総合政策局 地域交通課 小林、菊地、春見
03-5253-8111（内線 54-804,54-817,54-827） 03-5253-8987（直通）

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

- ①地域交通法の概要
- ②地域交通法の改正
- ③「交通空白」解消に向けた取組
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤アップデートガイダンス Ver 1.0

R7.3.31プレスリリース 地域公共交通計画の アップデートガイドンスの公表

これから地域公共交通計画の作成や改訂に取り組むにあたり計画の意義やアップデートの進め方について、モビリティデータを活用した計画作成(現状診断やKPI設定等)のポイントを解説。『概要版』、『手順書』、『データ活用の手引き』から構成

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000422.html

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年3月31日
総合政策局地域交通課

「交通空白」解消に向けた地域公共交通計画等のアップデートを後押し

～地域公共交通計画の「アップデートガイドンス Ver1.0」を公表～

国土交通省では、令和6年7月に「交通空白」解消本部を設置し、「地域の足」「観光の足」の確保を進めています。今般、自治体等が「交通空白」の解消を進めるための支援ツールの一つとして、地域公共交通計画の立案等に当たってのモビリティデータの活用方法等を紹介した「アップデートガイドンス Ver1.0」を作成したため、公表いたします。

- 「アップデートガイドンス Ver1.0」の概要
 - 地域公共交通計画の作成や改訂に取り組む地方公共団体の職員等が、計画の意義やアップデートの進め方を理解して実践できるようにするための支援を目的に、モビリティデータを活用した現状診断やKPI設定等の手法を解説。
 - なお、令和6年4月に公表した「地域公共交通計画の実質化に向けた検討会」（座長：中村文彦・東京大学大学院特任教授）における中間とりまとめを踏まえて作成。
- 「アップデートガイドンス Ver1.0」の構成
 - 概要版 現状診断、KPI設定の手法を解説する手順書の抜粋
 - 手順書 地域公共交通計画等をアップデートするための手順を解説
 - データ活用の手引き モビリティデータの取得・算出・利活用方法等を紹介
- 「アップデートガイドンス Ver1.0」の解説をはじめ、地域公共交通計画や法定協議会のアップデートに関する幅広い知見を得ることができる「地域公共交通研修」は、I期を6月に開催予定。（4月に研修生を募集予定）
- 「アップデートガイドンス Ver1.0」の他、国が提供する支援ツールとして、地方公共団体の職員等が行う地域公共交通計画の作成・実行・評価、法定協議会の運営といった業務負担を軽減するコンテンツに加え、活用可能な関連情報もあわせて掲載するポータルサイトである「MOBILITY UPDATE PORTAL」を令和7年度中に公開予定（一部コンテンツは5月に先行公開予定）

※「アップデートガイドンス Ver1.0」は、以下のURLに掲載しております。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html

<問合せ先>

総合政策局 地域交通課 伊賀本、板垣、桐山、藤後

TEL : 03-5253-8111 (内線 54-819)、03-5253-8987 (直通)

Mail : hqt-chiikikoutsu-hourei@gxb.mlit.go.jp

(メール送信の際は「■」を「@」(半角)に置き換えてください)



地域公共交通計画の「アップデートガイドンス Ver1.0」

国土交通省 総合政策局 地域交通課

地域公共交通計画の

「アップデートガイドンス Ver1.0」

概要版



国土交通省 総合政策局 地域交通課

地域公共交通計画の

「アップデートガイドンス Ver1.0」

手順書

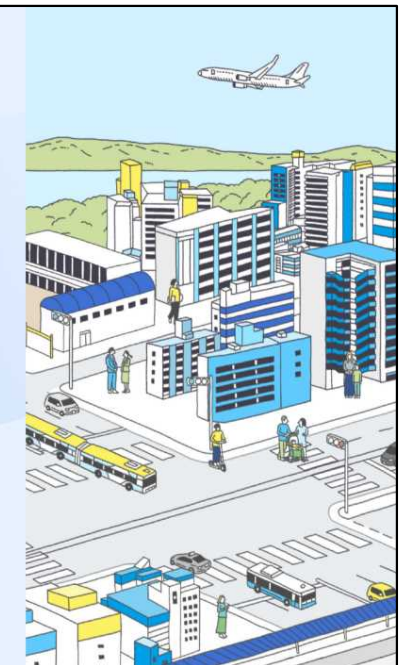


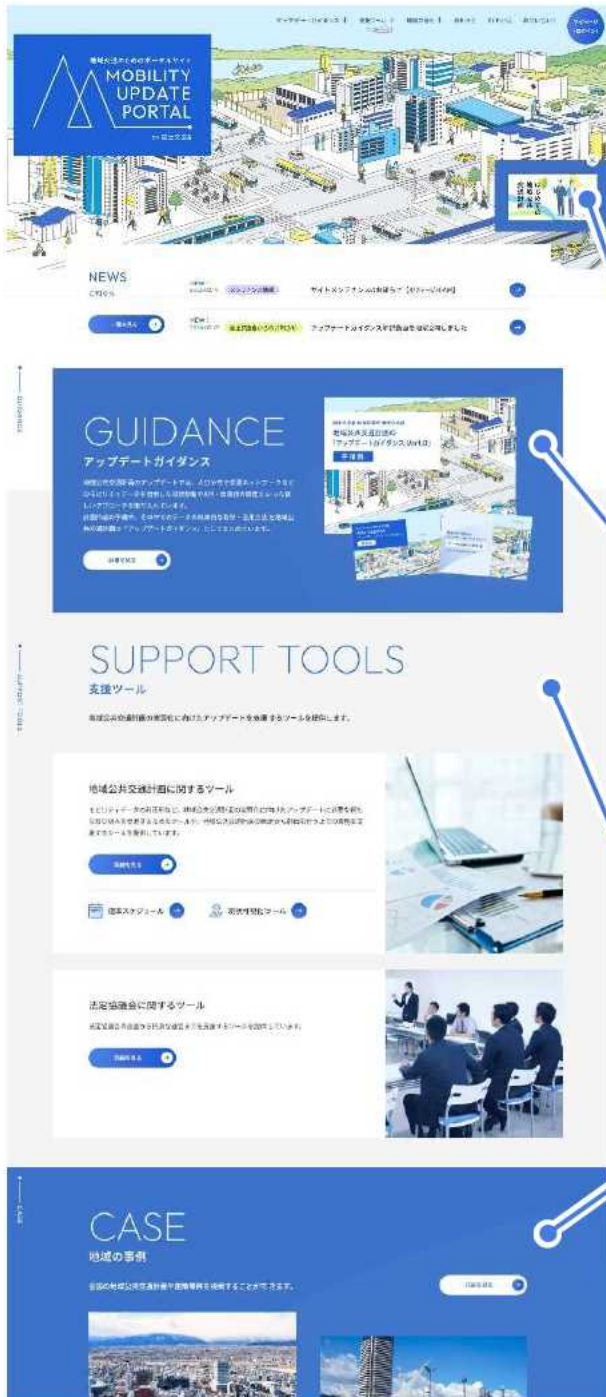
地域公共交通計画の

「アップデートガイドンス Ver1.0」

データ活用の手引き

国土交通省 総合政策局 地域交通課





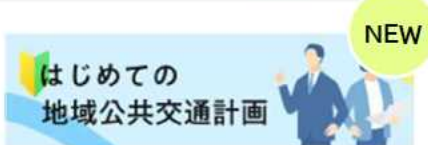
【MOBILITY UPDATE PORTAL】とは

「交通空白」解消に向け、モビリティデータの活用など新たなアプローチを取り入れながら、地域の多様な関係者が連携・協働して地域交通の再構築(リ・デザイン)を進め、その利便性・生産性・持続性を高めるための様々な支援ツールや情報を提供します。



はじめての地域公共交通計画／用語集

はじめて地域交通に携わる方向けに、行政や地域公共交通計画の役割、計画策定の流れ、サイトの歩き方(活用方法)を解説



アップデートガイダンス

手順書

地域公共交通計画をアップデートするための手順書



データ活用の手引き

手順書で紹介するモビリティデータの取得・分析方法を解説



支援ツール(一部抜粋)

現状可視化ツール

オープンデータを活用して地域の現状を地図上に可視化することにより、「計画の枠組みの検討」や簡易な「現状診断」への活用が可能



スケジュール管理*

標準スケジュールをもとに、計画策定プロセスや実務的な調整等の業務、マイルストーンを管理



ガイダンス解説動画*

地域公共交通研修(国交大)のガイダンス解説講座を動画形式にて提供



自己評価シート

施策実施/計画達成の状況を効率よく確認するための進捗管理に特化した様式



地域の事例

地域公共交通計画を閲覧する

全国の地域公共交通計画から、地域課題等でフィルタリングすることにより、同じ課題を抱える地域の計画を検索

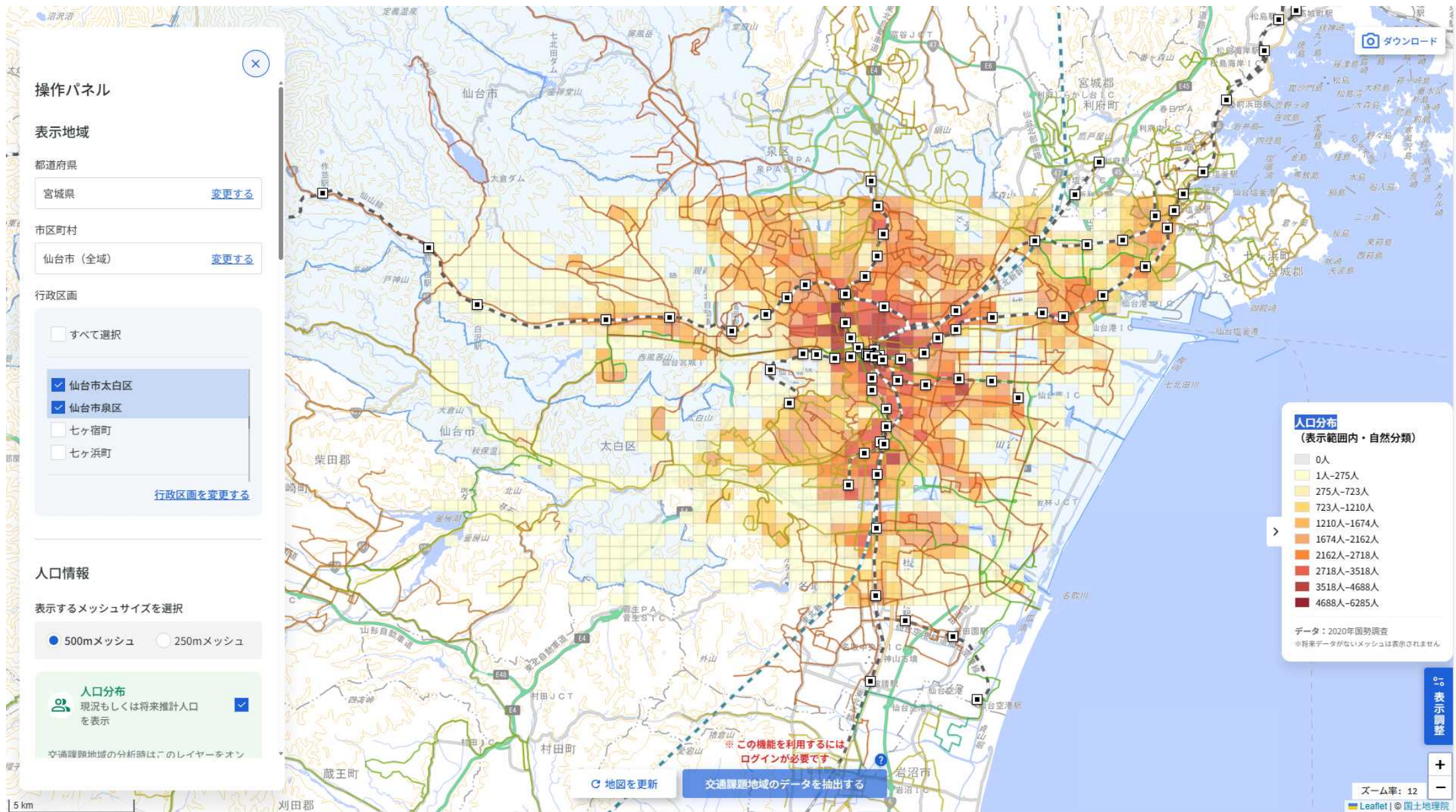


施策事例を調べる

目的にあった施策事例をキーワード(タグ)選択により、効率よく検索・参照



参考 現状可視化ツール



本日の構成

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

- ①地域交通法の概要
- ②地域交通法の改正
- ③「交通空白」解消に向けた取り組み
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤アップデートガイダンス Ver1.0

2. 予算関係（令和7年度補正予算・令和8年度当初予算）

- ①地域公共交通確保維持改善事業
 - ①-1 調査事業補助
 - ①-2 地域内フィーダー系統補助
- ②観光振興事業
 - ・地域内観光フィーダー系統補助

3. その他

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

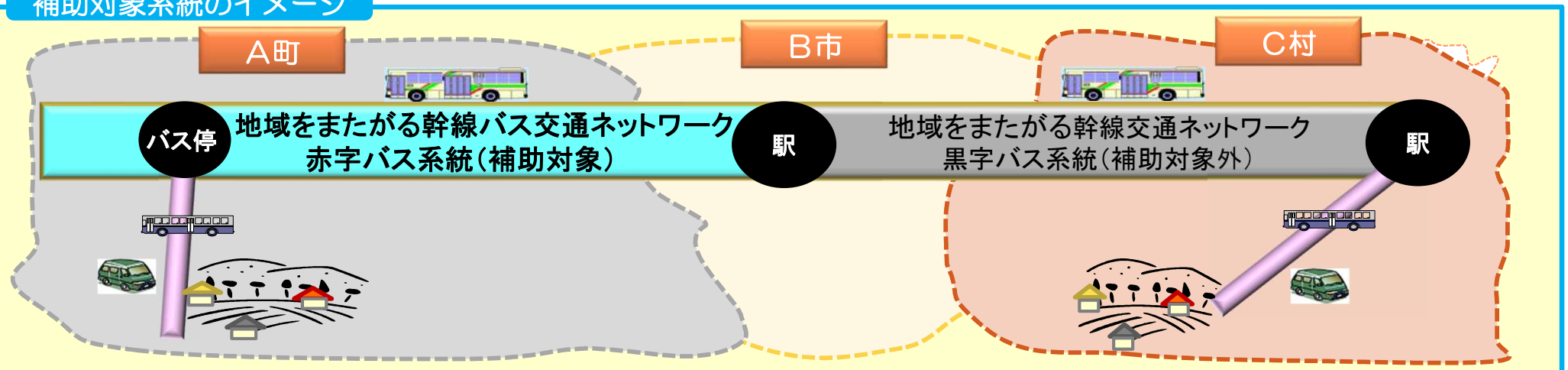
予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)
－
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率
1/2

○ 主な補助要件

- 都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)、
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
 - ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
- ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること

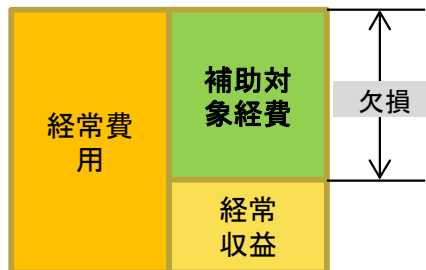
補助対象系統のイメージ



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

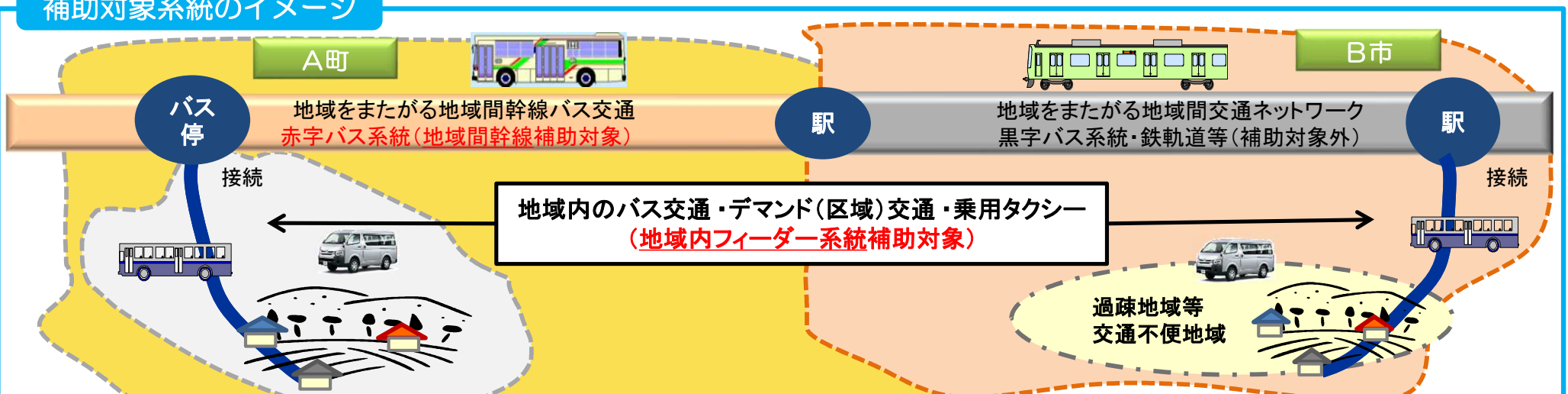
補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域4

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度までは協議会を構成する市町村も対象

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送
サービス継続計画に位置付けられた系統につい
ては、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

- ※補助対象経費の限度額
- ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
 - ④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

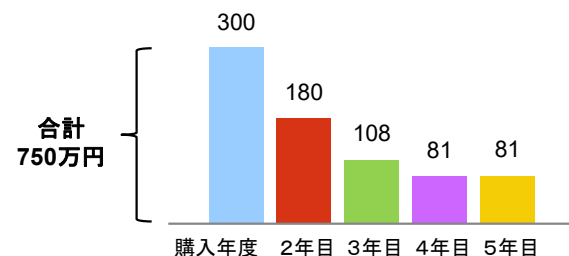
- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
- ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合>

(単位：万円)

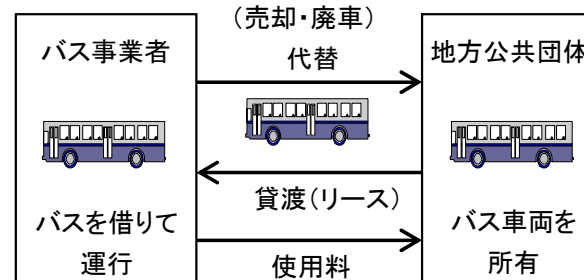


車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
1年目 375万円
2年目 375万円

地方バス路線に対する国庫補助事業及び地方財政措置について

国庫補助事業

【補助金名】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 [国土交通省] (国1/2、事業者等1/2)

【対象事業者】

乗合バス事業者等

【対象事業及び主な補助条件】

対象事業	地域間幹線系統	地域内フィーダー系統
主な補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村にまたがる系統であること ・経常赤字が見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象地域間幹線バス系統に接続するものであること(ただし、専ら政令市、中核市及び特別区が運行支援を行うもの及びその運行の区域全てが政令市等の区域内であるものは除外)又は交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するものであること ・経常赤字であること

【補助対象経費】

欠損額、車両取得に要する経費

【地方財政措置】

国庫補助と協調して地方団体が事業者が補助を実施する場合 特別交付税措置(措置率0.8)※

地方単独事業

【対象事業者】

乗合バス事業者

【対象事業】

国庫補助対象外の路線バス、市町村バス等

【対象経費】

欠損額、車両取得に要する経費

【地方財政措置】

地方団体が事業者が補助をする場合 特別交付税措置(措置率0.8、財政力に応じて補正)※

※ 都道府県分については、上記による算定額(国庫補助分及び地方負担分の合算額)から普通交付税措置額を控除した額を措置

2. 予算関係

(令和7年度補正予算・令和8年度当初予算)

①地域公共交通確保維持改善事業

①－1 調査事業補助

①－2 地域内フィーダーシステム補助

②観光振興事業

・地域内観光フィーダーシステム補助

「調査事業補助金」とは??

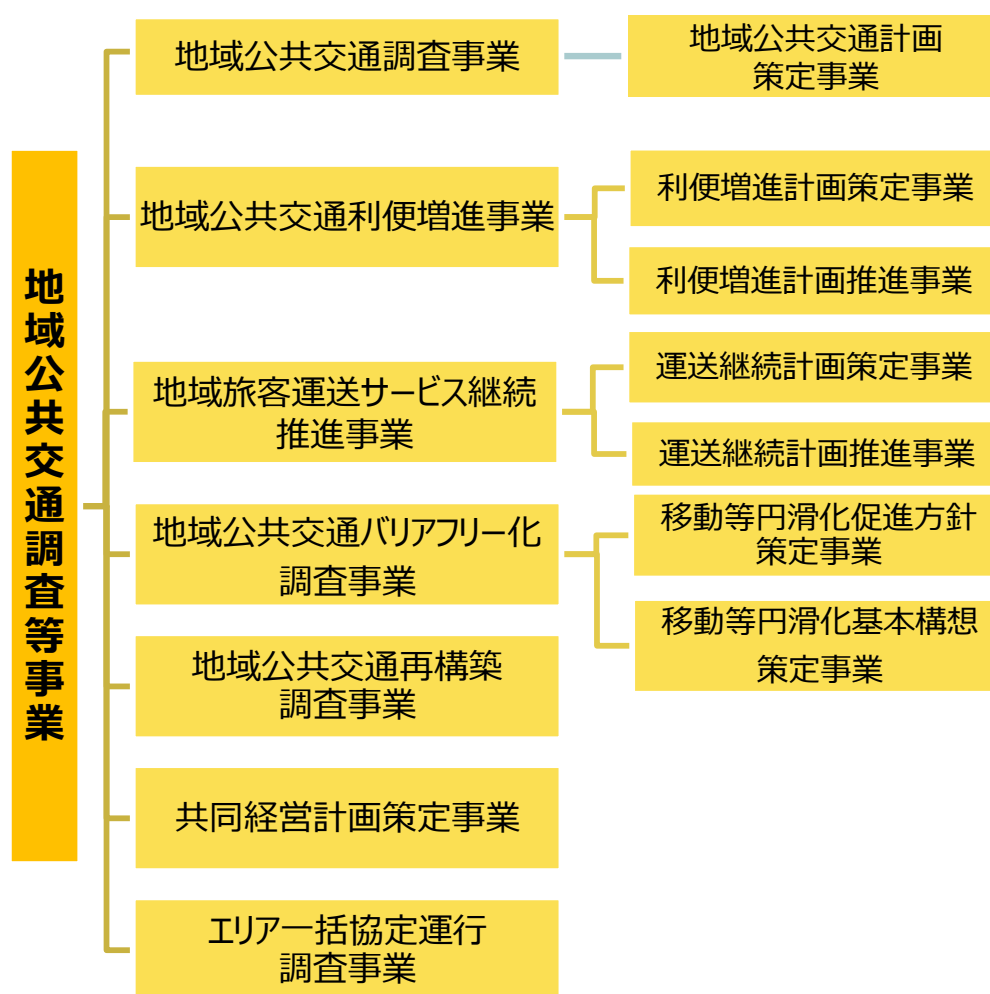
- 正式名称は「地域公共交通調査等事業」（通称：調査事業補助金）
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会 ※バリアフリー化調査事業、地域公共交通再構築調査事業を除く

各補助メニューの中にもいろいろな補助メニューがぶらさがっています！
 ※要綱改正により、名称と内容に変更が生じる可能性がありますので、最新の要綱をご確認ください。



「地域公共交通調査等事業」の種類

- 地域公共交通計画を策定するための
「地域公共交通調査事業」
- 地域公共交通利便増進実施計画の策定・推進するための
「地域公共交通利便増進事業」
- 地域旅客運送サービス継続実施計画の策定・推進するための
「地域旅客運送サービス継続推進事業」
- 移動円滑化促進方針、移動等円滑化基本構想策定のための
「地域公共交通バリアフリー化調査事業」
- ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた実証のための
「地域公共交通再構築調査事業」
- 共同経営計画策定のための
「共同経営計画策定事業」
- エリア一括協定運行事業について実施検討するための
「エリア一括協定運行調査事業」



地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）

- **補助対象事業者：** **活性化法法定協議会** ※補助金の振込先も原則法定協議会名義の口座
- **補助要件(交付の対象等)：**
 - ・ 地域公共交通計画に、地域旅客運送サービスについての利用者数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該達成状況の評価を行うこと。
 - ・ 活性化法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。
- **補助対象経費：**

地域公共交通計画を策定するための調査に係る費用（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、1～2ヶ月程度の短期間の実証調査のための費用※等）※実証運行を主とした事業は補助対象とならない
- **補助率：** 補助対象経費の 1 / 2
- **補助上限額：** 単独市区町村で計画を策定する場合→500万円
 - 地域公共交通アップデート化推進事業（市町村型） →1,000万円
 - 地域公共交通アップデート化推進事業（広域型） →2,000万円

地域公共交通アップデート化推進事業は、機動的・横断的な実行体制の下、モビリティ・データを利活用しつつ、今後の施策の実行及び評価等に係る項目を備えた地域公共交通計画の策定を推進する事業が対象となります。

広域型は、上記のうち複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会が主体となった事業が対象となります。



地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）

補助対象経費の例

- 計画策定に係る調査をコンサル等へ業務委託する場合の委託費用（協議会の運営補助や、調査結果を協議会にて諮る場合は計画の取りまとめまでに要する事務経費も補助対象経費とする事が可能）
- 協議会委員への委員報酬、旅費
- 会議当日の委員のお茶代
- 開催案内等を郵送するための切手代等 ……など

補助対象外経費の例

- × 委託事業者への委託料・委員諸謝金等の振込手数料
- × 交付決定前に契約した委託料
- × 交付決定前に開催した協議会にかかる費用

……など

あくまで一例ですのでご不明な点等ございましたらお問い合わせください！

補助対象経費に含めた事業は、交付決定前に事業着手しないよう、気をつけましょう！

「事業着手」とは委託事業者との契約や、協議会の開催案内通知をしたことを指します。

契約前の準備（入札やプロポーザルの実施・事業者の選定など）は交付決定前に行っても構いません！



地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業）

- **補助対象事業者：** **活性化法法定協議会** ※補助金の振込先も原則法定協議会名義の口座
- **補助要件(交付の対象等)：**
 - ・地域公共交通利便増進実施計画に、利便性、効率性及び持続可能性の観点から、地域公共交通利便増進事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること。
 - ・活性化法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。
- **補助対象経費：**

地域公共交通利便増進実施計画を策定するための調査に係る費用（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、1～2ヶ月程度の短期間の実証調査のための費用※等）
- **補助率：** 補助対象経費の1 / 2 ※実証運行を主とした事業は補助対象とはならない
- **補助上限額：** 1,000万円

原則として、補助を受けるには、地域公共交通計画に利便増進事業に関する事項が定められている必要があります（定めようとしている場合を含みます。）。



地域公共交通利便増進事業（利便増進計画推進事業）

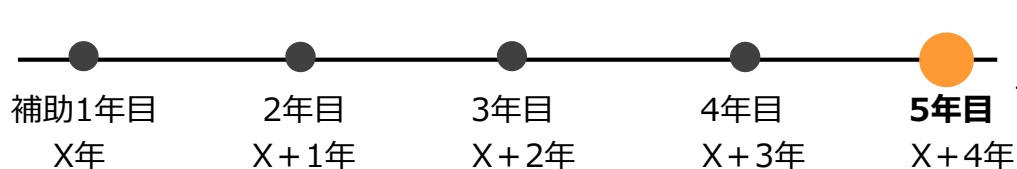
- **補助対象事業者**：**活性化法法定協議会** ※補助金の振込先も原則法定協議会名義の口座
- **補助対象経費**：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等）
- **補助率**：補助対象経費の 1 / 2
- **補助年数**：計画の実施期間中、最大 5 年間（原則、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた年度から起算）
- **補助上限額**：なし ※補助対象経費が50万円未満の場合、補助金の交付を受けられない。

事業年度途中で補助対象経費の変更がある場合、要注意です！



参考：利便増進計画推進事業の補助年数の考え方

①計画期間が5年間の場合（X年4月～X+4年3月末（X年3月認定））



本来なら認定年度（X年3月の年度）が補助1年目となりますが、年度末に認定されたなど、認定年度に交付申請ができない合理的な理由がある場合、6年目（認定年度の翌年度を1年目とした場合の5年目）の交付申請も可能です。

②計画期間が7年間の場合（X年～X年+6年）



認定受けた年度から5年間の間なら、どの年度に補助申請をするのかは自由です！（例えば1年目、3年目、5年目に申請することも可能）ですが、補助申請をできるのは認定から最大で**5年間**のためご留意下さい！



地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画策定事業）

- 補助対象事業者：**活性化法法定協議会** ※補助金の振込先も原則法定協議会名義の口座
 - 補助要件(交付の対象等)：
 - ・地域旅客運送サービス継続実施計画に、利便性、効率性及び持続可能性の観点から、地域旅客運送サービス継続事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること。
 - ・活性化法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。
 - 補助対象経費：
地域旅客運送サービス継続実施計画を策定するための調査に係る費用（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、1~2ヶ月程度の短期間の実証調査のための費用※等 **詳細は次のスライド参照**)
 - 補助率：補助対象経費の1 / 2
 - 補助上限額：500万円
- ※実証運行を主とした事業は補助対象とはならない

地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画推進事業）

- 補助対象事業者：**活性化法法定協議会** ※補助金の振込先も原則法定協議会名義の口座
- 補助対象経費：国の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等 **詳細は次のスライド参照**)
- 補助率：補助対象経費の1 / 2
- 補助年数：計画の実施期間中、最大5年間（原則、地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受けた年度から起算）
- 補助上限額：なし **※補助対象経費が50万円未満の場合、補助金の交付を受けられない。**

地域公共交通利便増進事業（利便増進計画推進事業）・ 地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画推進事業）の補助対象経費（例）

○公共交通マップ・総合時刻表等の作成

- ・公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイドパンフレット等（地域住民のみならず他地域からの来訪者を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

○公共交通・乗継情報等の提供に要する経費

- ・WEBページ作成費（保守管理費を除く。）、ポスター等作成費、広報費、乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

○割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

- ・割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費（乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。）、広報費、調査費等（割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。）

○地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

- ・会場借料、講師招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（活性化法定協議会の主催により、地域公共交通の利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。ただし、次に掲げる費用はこの限りではない。）
- ・イベント等における地域公共交通の利用方法の説明会（いわゆる「乗り方教室」）において用いるバス等の借料（体験乗車等の旅客の運送に係るものを除く。）及びそれらと一体的に実施するスタンプラリー等において用いるスタンプカード等の印刷に要する経費

○モビリティマネジメントの実施に要する経費

モビリティマネジメント（居住地域、学校、職場、特定路線等のターゲットを絞り、大規模かつ個別的な働きかけにより自発的な行動変容を促すコミュニケーション施策。以下「MM」という。）実施に係る以下に掲げる経費をいう。

- ・現況等の調査（MMの一環としての事前調査・行動調査等をいう。）に要する経費
- ・MM対象者に対するコミュニケーションアンケートの一環としての情報提供、行動プラン表の作成・配布・回収及びフィードバック等の実施に要する経費
- ・MM対象者に対する体験乗車チケットの発行（いわゆる「お試し用」として配布するものに限り、運賃制度に組み込まれて恒常的に実施するものを含まない。）に要する経費
- ・MM対象者に対するノベルティの作成（コミュニケーションアンケートの回収率の向上等を目的として提供するボールペンなどを対象とし、高額なものを含まない。）に要する経費

補助対象事業の内容の変更に係る取扱い（各調査事業共通）

補助対象事業の内容を変更する場合には、**軽微な変更を除いて**、あらかじめ、所定の様式により変更申請書を国土交通大臣まで提出いただき、承認を受けていただく必要があります。

○軽微な変更（変更届出で足りる場合）

事業内容の変更の際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。

（変更届出で足りる例）

- ・補助対象事業の内容のうち、公共交通マップの作成を取りやめる場合

ただし、公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しません。

- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

ただし、年度末を超える変更はこれに該当しません。

※**新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。**

○軽微な変更（特段の手続きを要しない場合）

事業内容の変更の際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合。

（手続きを要しない例）

- ・公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

交付決定を受けた内容から変更が生じる場合は、必ず事前にご一報下さい！！



①-1.スケジュール(要望調査～入金までの流れ)



① 事業量調査 (要望調査) 1 1月中旬～1 2月上旬

・ 次年度の調査事業の活用に係る要望調査を行います。(提出書類等、次の章で詳しくご案内いたします。)

【(参考) R8年度事業の調査期間 : R8.1.8～R8.2.6】

② 交付決定予定額内示 2 月下旬～3 月上旬

・ 交付決定予定額を内示するとともに、交付申請の意向について確認させていただきます。

【(参考) R8年度事業の内示連絡 : R8.3.27、申請意向の確認 : R8.4.3♫】

③ 交付申請事前確認 3 月中旬～3 月下旬

・ 各事業に応じた様式にて申請書を作成いただき、添付書類と併せて電子データを送付いただき、事前確認をさせていただきます。

【(参考) 事前確認書類の提出 : R8.4.16♫】

①-1.スケジュール(要望調査～入金までの流れ)

④ 交付申請提出 3月下旬～4月上旬

・ ③で「指摘なし」となりましたら、審査担当よりご連絡いたしますので、本提出をお願いします。なお、提出にあたっては、押印は不要のため電子データでのメール提出が可能となっておりますので、メールでのご提出にご理解・ご協力をお願いします。

【(参考) R8事業年度の交付申請提出 : R7.4.21✕】

⑤ 交付決定通知 4月下旬～5月下旬

・ 交付決定となりましたら、その旨ご連絡させていただきます。

⑥ 事業の実施 / 状況報告 交付決定通知後～

・ **交付決定前に着手した事業や開催した協議会開催等の事務費は、補助対象外**となるのでご注意ください。

・ 申請事業が適正に行われているか確認するため、**コンサル等との契約締結次第**、所定の様式により**状況報告書を提出**いただきます。(交付決定通知後、別途、提出書類等をご案内致します。)

・ 事業実施に伴う状況の変化や、事業内容に変更が生じた場合は、変更申請又は届出が必要となる場合もございますので、事前にご相談ください。

⑦ 完了実績報告 事業完了日から1か月を経過した日 又は翌年度の4月10日の いずれか早い日まで

・ 事業が適正に実施されたか、各事業に応じた様式にて報告書・請求書を作成いただき、成果物等と合わせてご提出いただきます。

・ ご提出いただく報告書について事前に確認させていただき、内容に不備等がある場合は、ご連絡のうえ修正等のご対応をいただきます。

・ 修正等がない場合は、正式に報告書をご提出いただきます。(時期になりましたら、別途、提出書類等ご案内致します。)

【(参考) R7年度事業年度の事前確認書類提出 : R8.3.10✕、本提出 : R8.4.1✕】

⑧ 補助金額確定通知・入金 4月中旬～

・ 補助金額が確定次第、ご連絡いたします。通知後の入金となりますが、入金連絡はできないため、口座等でご確認いただく形となります。

事業量調査（要望調査）

- ・翌年度の調査事業（バリアフリー化調査事業を除く）の補助金の活用予定を把握させていただくため、前年度の11月～12月頃、本調査を実施しています。※**利便増進計画策定事業、利便増進計画推進事業、運送継続計画策定事業、運送継続計画推進事業、エリア一括協定運行調査事業、共同経営計画策定事業は通年募集しております。（R8.4現在）**
- ・調査事業において、補助金の活用を希望する場合は、国から送付される事業量調査に必要な事項等を記載し、必要書類を提出することが必須となります。事業量調査に回答がない場合は次年度の補助金の活用希望無しとなります。
- ・**要望調査をもとに次年度の交付決定予定額が決定するため**、実施する事業等は、国から調査依頼が来る前にあらかじめ検討しておく必要があります。
- ・実施要領4.(1)③のとおり、地域公共交通計画策定事業については、計画見直しのための調査も対象となります。しかしながら、新規計画を作成するための調査等については、調査実施の緊急性、必要性が高いと認められることから、過去に地域公共交通調査事業（計画策定事業に限る。）の補助を受けた活性化法法定協議会が行う調査に優先することとなりますので、併せてご承知おき下さい。

参考：事業量調査提出書類（各計画策定事業）

- ・事業量調書
- ・事業量調査結果一覧表
- 添付書類
 - ・補助対象経費に係る見積書
 - ・地域の公共交通の現況・問題点のわかる地図、公共交通マップ等
 - ・地域公共交通計画の素案（※）
 - ※利便増進実施計画策定事業のみ
 - ※地域の公共交通計画の策定と並行実施する場合は省略可
 - ・その他参考となる書類

参考：事業量調査提出書類（計画推進事業）

- ・事業量調書
- ・事業量調査結果一覧表
- 添付書類
 - ・補助対象経費に係る見積書
 - ・利便増進実施計画の補助対象事業の該当箇所の写し

通年募集の事業につきましては、スケジュールによらず、**随時ご相談下さい！**



交付申請までに準備すること

・法定協議会の設立が交付申請までに間に合うよう、準備を進める。

→例年、法定協議会の立ち上げが年度初めの交付申請に間に合わず、交付申請が6月、7月・・・と遅れる事例があります。「**交付申請が遅れる = 交付決定が遅れる**」ため、結果的に事業期間が短くなり、補助対象事業が終わらない、ということも想定されるため、年度初めの交付申請に間に合うよう、初回会議開催に向けて事前準備をしっかり行うことを推奨します。

・法定協議会名義の口座が持てるかどうか、事前に内部で確認するなど、準備を進める。

→交付申請時に「法定協議会で口座が持てないがどうしたらよいか」というご相談をよく頂戴します。交付申請のご案内～提出の締め切りまであまり余裕がないため、事前にご自身の自治体の財務規定や法定協議会の位置づけなどをあらかじめご確認いただき、どうしても法定協議会で口座が持てない場合は、余裕をもってご相談下さい。

完了実績報告の必要書類（主なもの）

※根拠資料の宛名は原則、協議会名とする必要があります。

①補助対象事業が完了したこと確認する書類

- ・業務委託の場合：**完了届** または **検査完了通知**
- ・協議会開催にあたっての委員謝金・旅費等（事務局から直接支払う場合）：**協議会開催案内 + 出欠表**

②実施額を明らかにした書類

- ・業務委託の場合：**契約書の鑑及び積算内訳のわかる書類**
- ・協議会開催にあたっての委員謝金・旅費等（事務局から直接支払う場合）：**③に含む**

③補助対象経費の支払いを証する書類

- ・業務委託の場合：**(1) 請求書**
(2) 振込受付書/支出命令書/領収書/受領書/確約書（支払いが間に合わない場合） のいずれか
- ・協議会開催にあたっての委員謝金・旅費等（事務局から直接支払う場合）：**領収書** または **受領したことが確認できるもの**

年度末の完了実績報告に向けて、事前に書類を整理しておきましょう。事業を予定通り年度内に完了しても、根拠資料の提出ができない、もしくは不備がある場合、補助金のお支払いはできませんので、ご注意ください！



参考：事業評価について

- 調査事業補助金を活用する協議会は、毎年度、「事業評価（自己評価）」を実施し、結果を1月末までに運輸局あて提出する必要があります。（交付要綱第3条第5項、実施要領8．参照）
- 様式等は、12月頃に送付させていただきます。
- 時期的に、まだ事業が完了していないことが想定されますが、評価実施日時点での状況や3月までの事業見込みを踏まえて、評価をお願いします。

別添1

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和 年 月 日

協議会名: _____

評価対象事業名: _____

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針

令和3年度 ○○市地域公共交通会議 (□□県○○市) 記録例・注意点
(地域公共交通計画策定事業・利便増進計画策定事業・運送維持計画策定事業)

当該する事業以外は削除して下さい

公共交通の概況・地域の特徴

○市における公共交通には、△△駅と□□駅を結ぶ××鉄道、△△駅と●●駅を結ぶ▽▽交通の路線バス及び6事業者によるタクシー運行がある。また市内主要部には市営循環バス路線が運行されている。

市営循環バス路線の導入により市内主要部の交通空白地域の解消が図られる一方、市内の○○地区や○○地区では高齢化が著しく依然として移動手段の確保が必要な状況にある。また、市全体として公共交通の利用者減少に歯止めがかからない状況にある。

また、本市の特徴として、自家用車に対する依存度が非常に高く(○○台/世帯)、高齢ドライバーが多い点が挙げられる。

地域を抱える問題点・計画策定調査の必要性

市で運行している循環バス路線は交通空白地域の解消には一定程度寄与しているものの、市内の○○地区や○○地区などすべての交通空白地域の解消ができておらず、公共交通カバレッジにおいても自家用車への依存度が高く公共交通の利用頻度が低いことが課題である。

地域住民の行動変容を促し、持続可能な公共交通網を構築するため、現状の利用実態を詳細に把握するとともに、住民に対するアンケート調査を実施し、効果的な施策を盛り込んだ交通計画を策定する必要がある。

調査の内容

①地域公共交通現状把握
(具体的な調査内容を記載してください)
②住民アンケート調査・グループヒアリング
(具体的な調査内容を記載してください)
③新たに導入又は改善する地域公共交通の検討
(具体的な調査内容を記載してください)
④地域公共交通会議及び関係会議の開催
(具体的な調査内容を記載してください)

面積 km²

人口 (R3.4.1時点) 人

15歳未満	人
65歳以上	人

高齢化率 %

世帯数 世帯

協議会開催状況

○令和3年度の開催状況(予定含む)

- ・第1回(●月●日) 調査事業の実施について
- ・第2回(●月●日) 各種調査の進捗状況
- ・第3回(●月●日) 調査事業の取りまとめ報告 事業評価について

アピールポイント

【調査の過程で工夫・注力した点、計画のアピールポイント等を記載して下さい。】

次年度以降の取組概要

【引き続き計画策定に取り組む場合は策定にかかるスケジュール等、計画が完成する場合は次年度取り組み事業の内容等を記載して下さい。】

指定の様式は、評価内容を記載いただくExcel様式（上図の左）と、事業の内容や地域の特徴をより詳しく記載いただくPowerPoint様式（上図の右）の2種類あります。





Q 見積書の宛名は自治体名でもよいでしょうか？

A 自治体あての見積書で構いません。（交付申請時の見積書も自治体あてのもので構いません。）



Q 要望調査を提出する時点では、市の予算を財政部局に要求中の段階のため削られる可能性もあります。もし市の予算がつかなかった場合、国の内示が出たあとに交付申請を辞退することは可能ですか？

A **辞退することは可能**です。市の予算が見込みどおりつかないことが判明しましたら、速やかに運輸局にご連絡ください。



Q 要望調査では補助対象経費1,000万の事業を実施する予定で提出し、交付決定予定額300万の内示を受けました。交付申請にあたり事業内容を見直したところ、補助対象経費が800万円となる見込みですが、問題ないでしょうか？また、事業見直しに伴い、補助金額も変更となりますでしょうか？

A **交付申請時に事業を見直すことは可能です。** 交付申請時に実施する事業についての金額の積算根拠書類を提出する必要があるため、見積書を再度取り寄せてください。見直し後の補助対象経費に補助率（1/2）を乗じた額が交付決定予定額を下回らない場合、内示した額から変更になりません。

（例）要望調査時の補助対象経費が1,000万円、交付決定予定額300万円 の場合

①事業内容を見直し、補助対象経費が800万円の場合

→補助対象経費800万円に補助率（1/2）を乗じた額（400万円）が交付決定予定額より大きいため、交付決定予定額（補助金額）に変更無し。

②事業内容を見直し、補助対象経費が500万円の場合

→補助対象経費500万円に補助率（1/2）を乗じた額（250万円）が交付決定予定額より少ないため、補助金額250万円として申請する。



Q 要望調査時に提出していた内容よりも事業費が増えることとなりましたが、交付決定予定額は増えませんか？

A 内示後に実施する事業を追加することとなり、事業費や補助対象経費が増えても、交付決定予定額が増えることはありません。その点ご留意の上、要望調査をご提出下さい。





Q

複数年かけて計画を策定しようと考えているのですが、補助金は1年目分しかもらえないのでしょうか？

A

計画策定までの年数分、補助金を申請することは可能です！

ただし、補助金は単年度事業に対するものなので、委託事業者との契約や交付申請等は年度ごとに分けて行う必要があります。また、査定の際の優先順位についても、1年目>2年目>3年目・・・と下がる可能性がある旨ご留意下さい。



Q

すでに地域公共交通計画を策定済みですが、計画の見直しや、2期目の策定の際にも補助金は使えますか？

A

計画の見直しや、2期目の策定の際にも補助金を活用することは可能です！

ただし、査定の際の優先順位は新規に地域公共交通計画を策定する協議会が優先される可能性がある旨、ご留意下さい。



Q

法定協議会の設立が6月頃になる見込みです！補助金の申請は出来ないのでしょうか？

A

法定協議会の設立が遅れても、交付申請は可能です！

ただし、法定協議会が設立されてからでないと、交付申請はできません（通常スケジュールに間に合わない場合は、後日別途交付決定することになります）。

申請が遅れると、交付決定も遅くなるため事業の着手も遅くなり、結果的に事業実施期間が短くなるのでご留意下さい！過去に協議会設立が遅くなり、やむを得ず補助金を辞退した例もあるので、スケジュールに余裕を持って進めて下さい。



Q

交付決定前に開催する協議会に係る費用は補助対象外とのことですが、現状法定協議会が無く、協議会を4月に設立する場合は、どのように交付申請すればよいのでしょうか？

A

交付決定までの間、協議会の開催を禁じているわけではありません。協議会開催費用も補助対象経費としたい場合は、初回は自己負担で開催し、2回目以降の協議会開催費用を補助対象経費として計上し交付申請を行って下さい。また、協議会開催費用を全て自己負担（補助対象外経費）とした場合、補助金のスケジュールの影響は受けないため、交付決定前の協議会開催が可能です。





Q 法定協議会名義の口座は必須でしょうか？契約は協議会名義で行わなければならないのでしょうか？
当市の協議会は条例で首長の付属機関に定められていて、財務会計行為が一切行えないのですが……。

A 原則は法定協議会名義の口座が必要、コンサル等との契約主体は原則協議会となります！
ただし、条例で付属機関に定められており、財務会計行為が一切出来ない等、やむを得ない理由がある場合は、交付申請書に「理由書」を添付していただき、自治体の会計口座へ支払うこと及び自治体が契約主体となることを特例的に認めています。その他ご事情については、個別にお問い合わせ下さい。なお、「法定協議会名義の口座が現状ないから」「事務手続きが煩雑だから」といった理由では認められません。



Q 2年かけて計画を策定し、1年目・2年目ともに補助金の申請をしたいのですが、委託事業者と2ヶ年まとめて契約してはいけないのでしょうか？

A 各年度で補助金を申請したい場合、委託事業者との契約を複数年まとめて行う事はできませんので、年度毎に契約をして下さい。補助金の申請を1年目のみ行い、1年目の年度末の完了実績報告時に必要書類が提出出来る場合は、複数年まとめての契約も認められます。



Q 国庫補助分を立て替える協議会予算がなく、国庫補助の入金後でないと委託事業者へ支払が完了しません。どうすればよいのでしょうか？

A 後日、支払を証する書面を出していただくというお約束のもと、「確約書」をご提出下さい！
業務委託について、完了実績報告時に「①事業が完了した事を確認する書類 ②支払を証する書面（請求書及び振込受付書・支出命令書（支払まで終わっているもの）・領収書・受領書のいずれか）」を提出する必要がありますが、支払まで終わらない場合は「①の書類と請求書及び確約書」をご用意下さい。



Q 予期せぬ事態が発生し、事業のスケジュールが遅れてしまったため、事業を翌年度に繰り越したいのですが、可能でしょうか？

A 申し訳ないのですが、事業の翌年度繰り越しは認められません。いったん完了実績報告をご提出いただき、当該年度に完了した事業に応じて額の確定を行うこととなります。



2. 予算関係

(令和7年度補正予算・令和8年度当初予算)

①地域公共交通確保維持改善事業

①－1 調査事業補助

①－2 地域内フィーダーシステム補助

②観光振興事業

・地域内観光フィーダーシステム補助

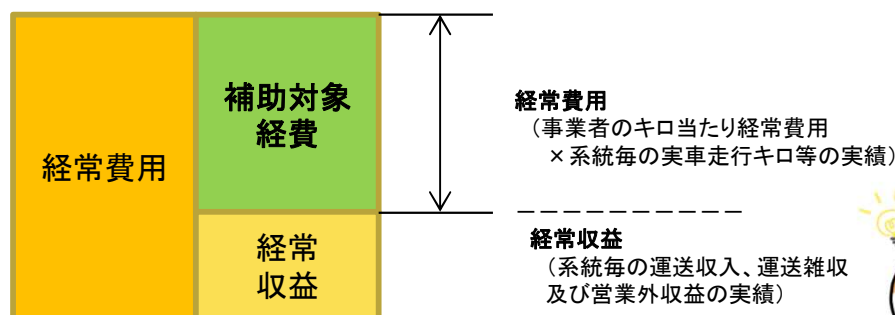
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会



補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額※2と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額については毎年(10月頃)発出される通知文の算定式を基に算出
- ※2 次のページで解説



補助対象経費算定方法 イメージ



赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)

①-2.フィーダー補助(自治体毎の補助上限額)

- 自治体毎の補助上限額については毎年(10月頃)発出される通知文の算定式を基に算出
- 補正予算成立に伴い、一部改正となる場合がある

R7事業年度(地域内フィーダー系統補助)の場合 ※地域内観光フィーダー系統補助の算定式については現在検討中

国総地第167号の1
令和7年10月20日

各地方運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

令和7年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8に定める「補助対象系統が存在する市区町村毎の国庫補助上限額」については、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

- ①地域公共交通計画を策定した場合の算定式
対象人口 × 90円 + 180万円(定額)
- ②地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)の認定を受けた場合の算定式
対象人口 × 240円 + 400万円(定額)
- ③地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「継続実施計画」という。)の認定を受けた場合の算定式
対象人口 × 240円 + 400万円(定額)
- ④地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8ただし書きに係る場合(別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合)
①~③の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

なお、災害等により被災した市町村においては、上記算定式によらず特段の配慮を行うこととする。

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

以上

国総地第193号
令和7年12月25日

各地方運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

令和7年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8に定める「補助対象系統が存在する市区町村毎の国庫補助上限額」については、令和7年10月20日付国総地第167号の1により通知したところですが、令和7年度補正予算成立に伴い、一部を改訂し、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

- ①地域公共交通計画を策定した場合の算定式
対象人口 × 90円 + 200万円(定額)
- ②地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2
- ③地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「継続実施計画」という。)の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2
- ④地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8ただし書きに係る場合(別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合)
①~③の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

なお、災害等により被災した市町村においては、上記算定式によらず特段の配慮を行うこととする。

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

以上

※対象人口の考え方

- (1)人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口(過疎法、離島振興法、山村振興法等に基づき指定された地域の人口の合計)を比較し、多い人口を対象人口とする。
- (2)政令市、中核市の場合は、交通不便地域の人口を対象人口とする。
- (3)運輸局長指定交通不便地域の地域内フィーダー系統のみを申請する場合は、運輸局長指定交通不便地域の人口のみを対象人口とする。

主な補助要件

- 地域公共交通計画に運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行（注意）道路運送法21条許可による運行は補助要件を全て満たしていたとしても一律補助対象外です！！
- 補助対象地域間幹線バス系統と接続※1するものであること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続するものであること（通称：接続性）
- 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること（通称：新規性）※3
- 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行されるものであること
- 1回当たりの乗車人員が2人以上であること（定時定路線型の場合に限る。）
- 計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているもの

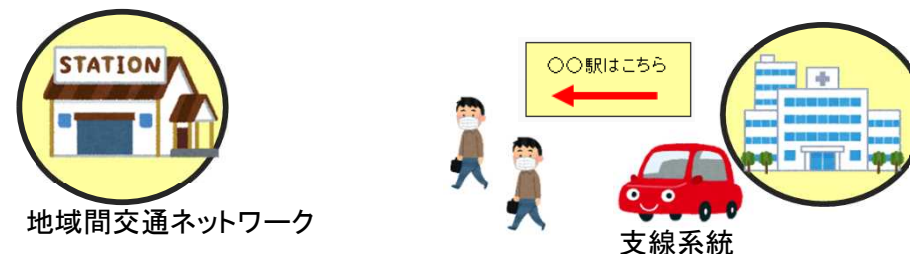
※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統（複数市町村にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの）、鉄道、航路、航空路

※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される（補助対象期間は各計画の認定期間に限る）

○「接続」イメージ…停留所等の共有



○「接続」イメージ…停留所等の近接



①-2.補助要件(計画制度と補助制度の連動化)

補助対象系統に係る補助要件を満たすほか、**地域公共交通計画において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等**を記載すること

地域公共交通計画(本体)へ記載する事項

1. (地域内フィーダー)地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

補助系統について、地域に存在する様々な公共交通全体の中でどのような位置付けとなるのか明示。(幹線・支線なのか、どのような役割を担っているのかなどを記載する想定)

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

補助対象の地域の公共交通における位置付け・役割を踏まえて、**なぜ地域公共交通確保維持事業が必要となるのかを記載(補助系統の必要性ではないので要注意!!)**

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載。

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法

地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定し、定量的な目標に関する評価手法等について記載(個別の補助系統の目標及び目標に関する評価手法等は別紙に記載)

※地域公共交通計画(別紙)に記載する事項

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統)
- ・その他、詳細な事項

- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

⇒別紙には、補助系統等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出。

交通計画と補助金の連動については「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480550.pdf>)をご覧ください!

次のページから具体の事例をご紹介します!



コラム：補助対象系統が複数市町村に跨がる場合の例外措置

- 補助対象系統の一部沿線自治体において法定計画を策定せず、または補助系統について法定計画に位置づけていない場合は、原則全区間補助対象外となります。
- ただし、当該自治体の区間が補助対象外となっている場合や、当該自治体が補助対象系統に係る費用負担をしていない、当該自治体の住民の利用実態がないこと等、当該自治体の計画に補助対象系統を位置付けない合理的な理由を補助を受けようとする自治体の計画（本体・別紙いずれか）において示している場合は、柔軟に対応します。

路線型の事例



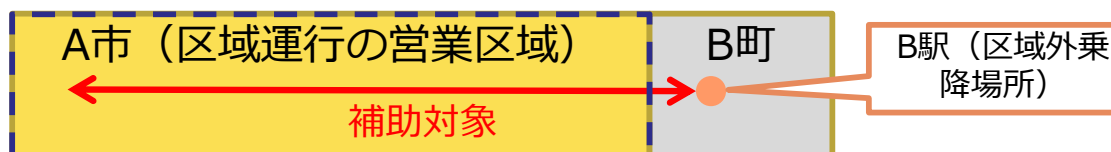
現状は、A市がフィーダー系統確保維持計画を策定し、協議会に参画するB町の合意のもと、B町内も含む全区間の補助を受けている。B町は当該系統に係る費用負担をしておらず、法定計画を策定していない。

【B町の計画に位置づけない理由】

- 当該系統が主にA市住民の生活交通として必要であり、かつ利用されていること
- B町は費用負担をしておらず、補助申請をしないこと

上記をA市の計画において示す。

区域型の事例



A市の区域運行は、A市内全域を営業区域としており、区域外乗降場所としてB町内のB駅を設定している。A市がフィーダー系統確保維持計画を策定し、B駅も含む全区間の補助を受けている。B町は当該区域運行に係る費用負担をしておらず、法定計画を策定していない。

【B町の計画に位置づけない理由】

- 当該区域運行が主にA市住民の生活交通として必要であり、かつ利用されていること（利用者がA市住民に制限されるか否かは問わない）
- B町は費用負担をしていないこと

上記をA市の計画において示す。

補助対象系統が複数市町村に跨がる場合は、運輸局交通企画課へ個別にご相談ください！



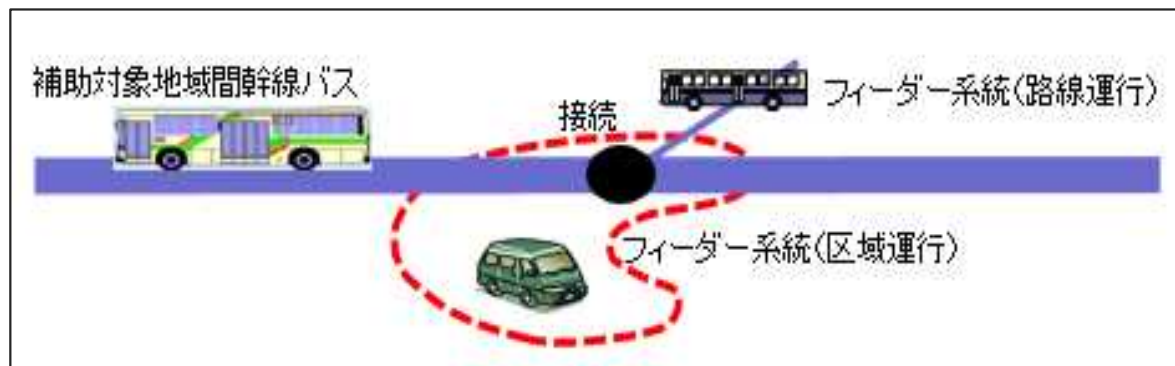
接続性要件①:補助対象地域間幹線バス系統と接続するものであること

- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の対象となっているバス系統と接続していること
- 補助対象外の幹線バス系統と接続するだけでは、この要件は満たさない
- 「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」は主に県で認定申請をしているため、補助対象幹線系統があるか不明な場合は県に確認
- この要件を満たせない場合は、次ページ以降の要件を満たせるか確認



※政令指定都市又は特別区が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市又は特別の区域内であるものを除く(補助対象期間中に政令指定都市又は特別区に指定された場合、次期補助対象年度より適用する。)

○補助対象地域間幹線バス系統への接続イメージ図



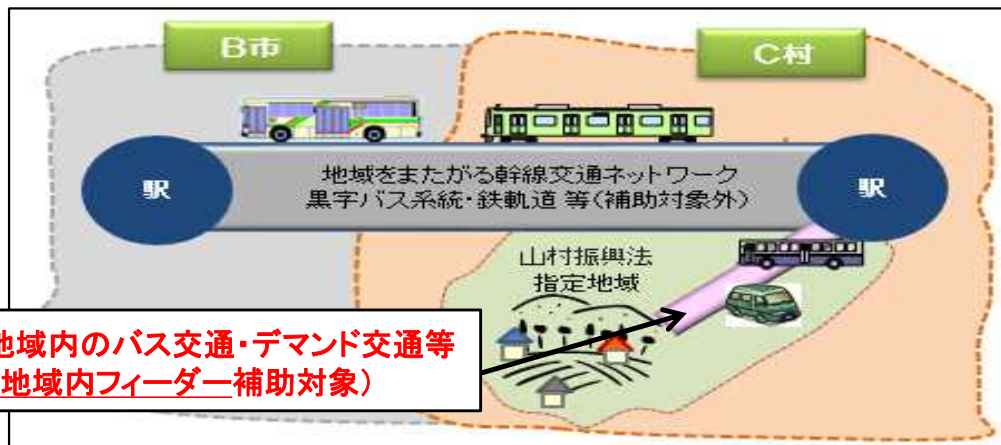
おさらいです！
「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているものです！



接続性要件②(1): 法律に基づく過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること

- 法律に基づく過疎地域等は以下のとおり
 - 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm)
 - 離島振興法 第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域
(<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/index.html>)
 - 半島振興法 第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000013.html)
 - 山村振興法 第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
(https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_about/)
 - 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島
- 上記の地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものが対象
- この要件を満たせない場合は、次ページの要件を満たせるか確認

交通不便地域における地域間交通ネットワークへの接続イメージ図



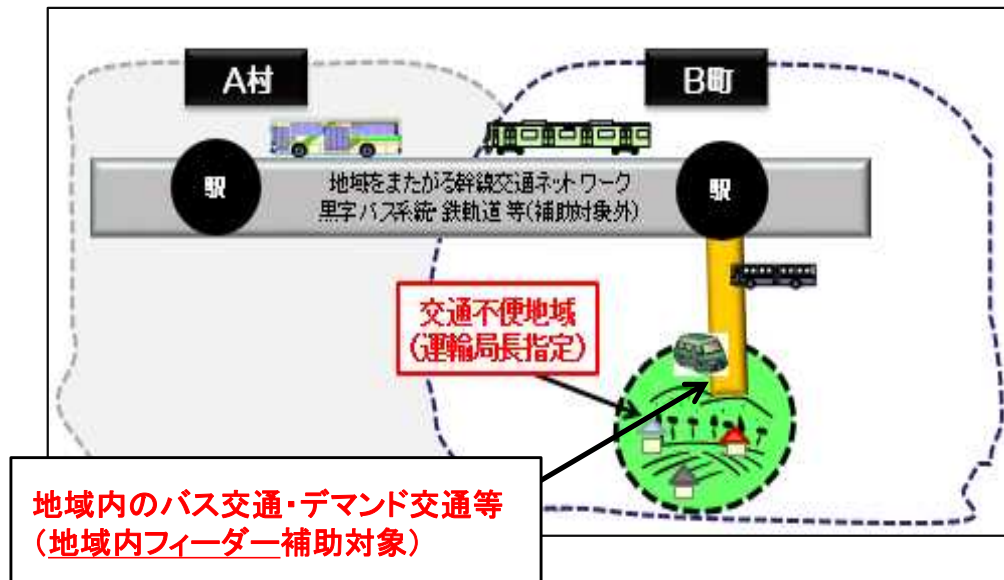
地域間ネットワークとは以下のいずれかを指します。

- 地域間幹線バス系統
(複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの)
- 鉄軌道路線
- 内航旅客船航路
- 国内定期航空路

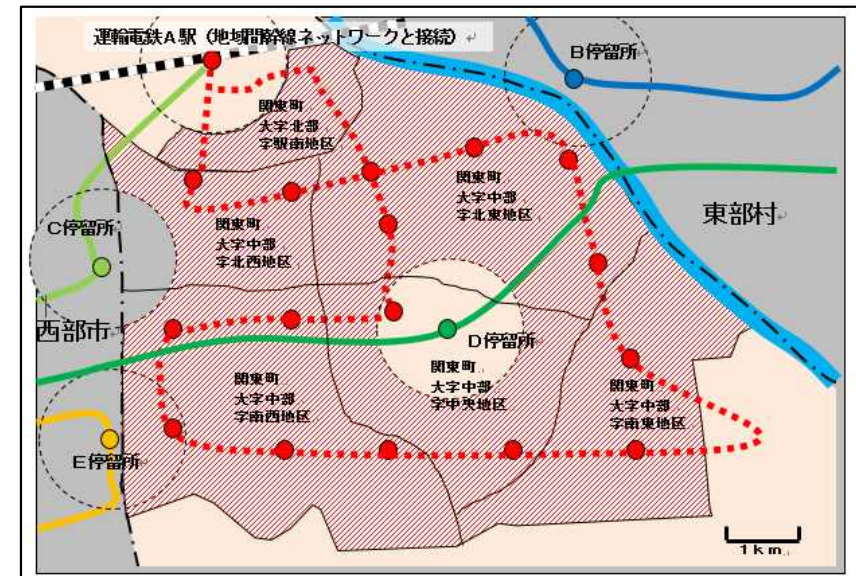
接続性要件②(2): 地方運輸局長等が指定する交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること

- 運輸局長指定の交通不便地域とは、フィーダー系統の利用を前提とする地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が存しない地域
- 指定を受けた交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものが対象

局長指定の交通不便地域における地域間交通ネットワークへの接続イメージ図



局長指定の交通不便地域のイメージ図 (= 交通不便地域)



新規性要件①: 補助対象期間中に新たに運行開始するもの

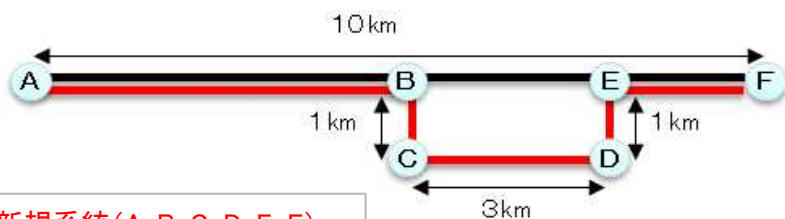
- 新たに運行するシステムの主系統と、当該主系統と運行区間が重複する既存系統を比較し、当該主系統のうち、**既存系統と運行区間が重複していない区間のキロ程が当該主系統のキロ程の20%を超える場合又は3キロ以上の場合、新たに運行を開始するもの**として取り扱う
- 運行系統の見直し、路線の再編**を行う場合でも上記の取扱いが適用される
- 自治体独自の実証運行を経て本格運行に移行する場合、新たに運行を開始するものとして取り扱う(ただし、**長期間実証運行を行っている場合を除く**)

比較対象となる「既存系統」は新規系統の運行の開始の日の直前の1年間に運行されていた運行系統を含みます。かつ重複する既存系統が複数ある場合には、すべての既存系統と比較する必要があります！



新たに運行開始するもの ケース1

既存系統(A-B-E-F)



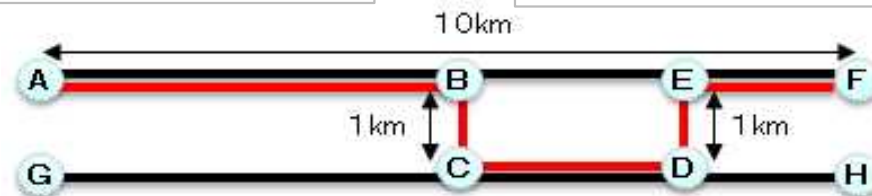
新規系統(A-B-C-D-E-F)

○ 新規系統(12km)の20%以上のキロ程 : 2.4km
既存系統と異なる区間のキロ程が5kmであるため、**新たに運行を開始するものとして取り扱える。**

新たに運行開始するもの ケース2

見直し前系統(A-B-E-F)

見直し後系統(A-B-C-D-E-F)



既存系統(G-C-D-H)

○ 新規系統(12km)の20%以上のキロ程 : 2.4km
見直し前系統及び既存系統と異なる区間のキロ程が2kmであるため、**新たに運行を開始するものとして取り扱えない。**

①-2.補助要件(新規性要件)

新規性要件②: 既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの

- 現在、自治体から支援を受けていない自主路線に対し、自治体が支援を開始するものが対象
- 「支援」とは金銭支援が対象となり、利用者増加のために広報等を行うだけではこの要件は満たさない
- この要件を満たす場合、前ページの要件を満たす必要はない

新規性要件③: 前年度補助対象期間から地域公共交通計画に基づき運行されているもの

- 前事業年度フィーダー補助の計画認定を受けた系統については次年度以降も新規性要件①、②を再度満たす必要はない
- 前年度事業期間途中で補助対象外となった系統はこの要件を適用する事は不可。再度補助対象としたい場合は新規性要件①、②のいずれかを満たす必要がある。

現行の要綱上、補助対象期間末日まで運行を続けた系統については他の要件切れが無い限り、補助を継続的に受けられます！



補足：一般乗用タクシーの運賃低廉化についてフィーダー補助を申請する場合

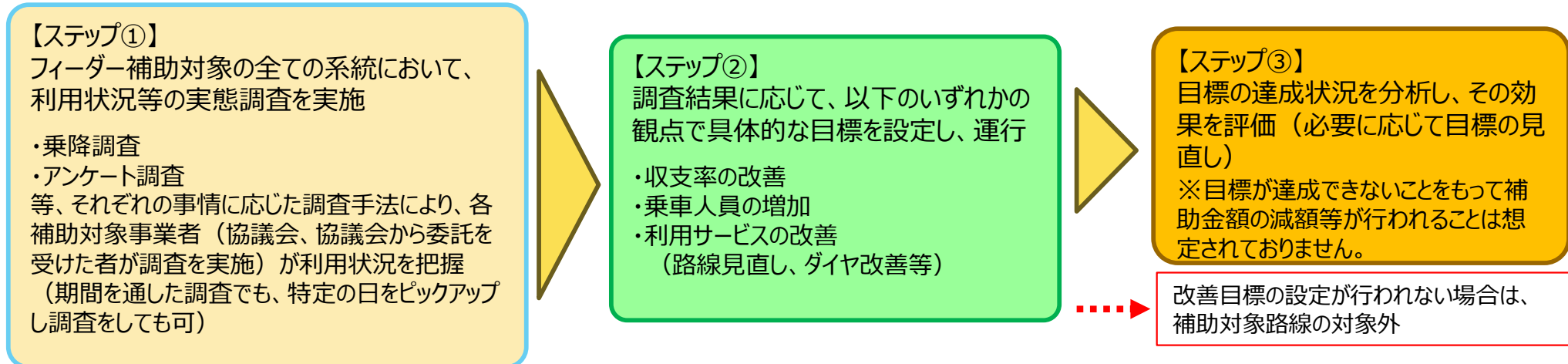
- 令和3年4月より市区町村からの運賃低廉化措置が行われている一般乗用タクシーについてもフィーダー補助対象として新たに追加
- 4ページの主な補助要件を全て満たし、さらに過去に乗合バス事業等により乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等の指定が必要



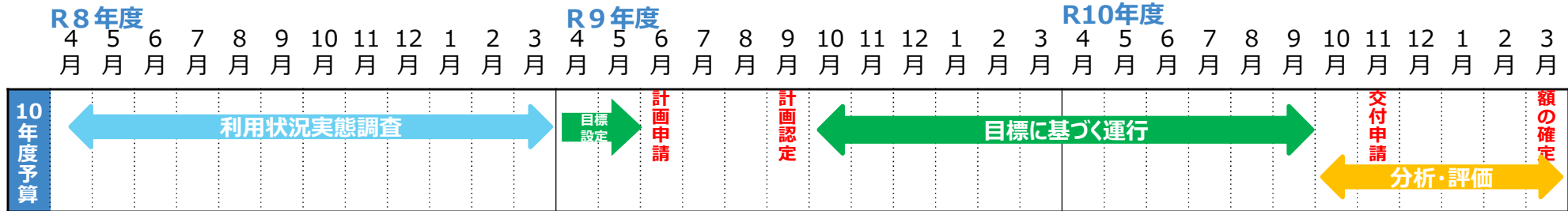
乗用タクシーについての不明点等は、
ご質問・ご相談ください！



R8.4から新たにフィーダー系統に係る点検見直しが導入されました。
 点検・見直し等を経て、**利用状況の改善に向けた目標設定と評価分析のサイクルを確立する取り組みです。**



○実施スケジュール（初年度）



○実施スケジュール（平年度）



1. 車両減価償却費等国庫補助金

- 主として補助対象フィーダー系統を運行するための車両購入費に対する補助(新車に限る)
- 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- 補助率: 1/2
- 補助対象経費の限度額 ① ノンステップ型車両 : 1,500万円、② ワンステップ型車両: 1,300万円、③ 小型車両 : 1,200万円

2. 公有民営方式車両購入費国庫補助金

- 地方公共団体が取得した車両を運行予定者へ貸与し、かつ主として補助対象フィーダー系統を運行するための老朽車両の代替に対する補助(新車に限る)
- 対象車両、補助率、補助対象経費の上限額は車両減価償却費等国庫補助金と同様
- 車両を取得した日の属する会計年度及び翌年度の2年間で均等に分割して補助金を交付

3. 貨客混載導入経費国庫補助金

- 地域公共交通計画に位置付けされた運行系統の車両の貨客混載導入のための車両改造費用に対する補助
- 補助率: 1/2、補助対象経費の限度額: 実費改造費

詳細は次ページ以降をご参照下さい!



車両減価償却費等国庫補助金、公有民営方式車両購入費国庫補助金

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客
運送サービス継続実施計画に位置付けられた
系統については、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

- ※補助対象経費の限度額
- ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
 - ④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1/2

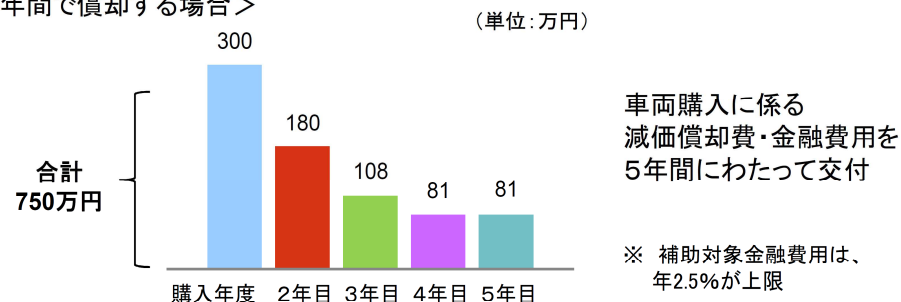
○ 主な補助要件

- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
- ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

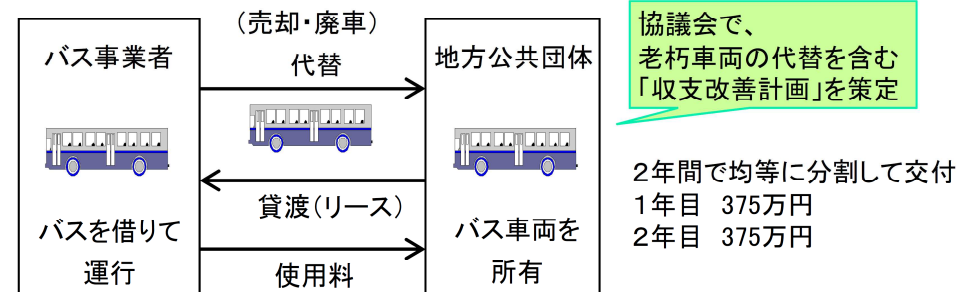
車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合>



公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



車両減価償却費補助金は、5年間(=60か月)の償却費が補助対象となります(60ヶ月を超える期間分の償却費は補助対象外)。償却開始月が10月でない場合は、初年度と最終年度(6年目)は月割で補助金が交付されます。(例:償却開始月7月→初年度3ヶ月分、6年目9ヶ月分)



車両減価償却費等国庫補助金(自家用有償運送に係る車両補助)

- 過疎地域等における高齢者等の足を確保するためには、バス・タクシーと自家用有償旅客運送を適切な役割分担のもと組み合わせ、持続可能な地域交通を実現する必要がある。
- このため、「成長戦略実行計画」に基づき、自家用有償旅客運送の実施の円滑化のために制度を見直すこととあわせ、その導入を促進するために市町村、NPO等による車両購入等を支援する。

【自家用有償旅客運送の実施の円滑化】

(「道路運送法」(令和2年6月3日改正)に位置づけ)

- 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化



地域の需要に応じて効率的な運行を促すため、小型車両の導入や運転者の講習受講料を支援

- 【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】●乗車定員10人以下の車両(一括補助)
●運転者の講習受講料
- 【補助率】1/2
- 【補助要件】●法定計画に位置づけられた確保維持事業(運行費補助)の対象システムの運行の用に供するもの
●自家用有償旅客運送の用に供するもの



フィーダー補助金は、おおまかには

- ①運行期間開始前に、補助申請しようとする系統の概要や目標等を記した計画の認定を受ける
 - ②計画どおりに運行する（10月～翌年9月末）
 - ③運行期間終了後、実績に基づき、交付申請を行う
- という流れで構成されています。

各申請・作業の案内について

- 各申請・作業についてはその都度メールでご案内します。
- **必ず今年度の様式**でご提出ください。
- **押印不要**です。**データ形式**でご提出ください。
- **交通不便地域の申請は、協議会に諮る前に余裕を持って事前にご相談ください。**

紙提出の場合は**提出✕切りが早くなります！**



令和9事業年度計画認定申請について

- 今年度の様式を送付するまでは、前年度の様式をベースに作成作業を進めてください。

提出の際は、忘れずに**新様式に差し替えてください。**



少し特殊な事業年度(10月始まり9月終わり)

- 今年(令和8年)6月に提出する計画認定申請は**令和9事業年度補助金**。
- **各事業年度は前年10月始まり9月終わり** (例: 令和8事業年度: 令和7年10月～令和8年9月)

次のスライドから

(1)事業年度別 と (2)年度別(4月始まり3月終わり)の2パターンでスケジュールを確認しましょう。



①-2.フィーダー補助の年間スケジュール

実施フロー

→青色は協議会が実施、オレンジは国が実施する項目

計画認定申請
(締切：6月30日)

- ・補助申請しようとする系統の概要や目標等を記した計画を申請。
- ・活性化協議会を開催し、計画について協議。計画認定申請は協議会から行う。

計画認定
(9月30日までに)

- ※提出方法：申請書および添付資料を、運輸支局へメールで提出。
押印された紙媒体については、郵送により提出。

事業実施
(10月1日～9月30日)

- ・計画に基づき、事業を実施する。
- ・運行期間中は、交付申請に備えて運行事業者と連携し事前準備をする。

交付申請
(締切：11月30日)

- ・交付申請は協議会から行う。
R7事業年度の場合：(運輸局への事前確認) 11/20✕
(運輸支局への本提出) 11/28✕

事業評価(一次)
(締切：1月31日)
※地域公共交通確保維持改善事業

- ・活性化協議会を開催し、事業評価(自己評価)を実施。
(地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた全ての事業)
R7事業年度の場合(地域公共交通確保維持改善事業)：1/16
※R8改正により始まった地域内観光フィーダー系統補助事業の事業評価については後日お知らせします

事業評価(二次)

- ・第三者評価委員会での検討を経て、結果を送付。
- ・次年度以降の施策検討の際の参考にしてください。

交付決定・額の確定通知
(3月末頃)

- ・協議会から支払請求書を提出。

入金
(4月頃)

- ・明確な日時はお知らせできないため、口座をご確認ください。

計画認定申請提出期限の特例について

- ①地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の認定に伴い、特例の適用を受ける新規協議会
→提出期限: 特例適用開始月の前月10日
- ②前年度に地域公共交通調査事業の交付決定を受けて、当該調査を踏まえて当該年度4月以降に運行開始する新規協議会
→提出期限: 当該年度6月30日
- ③地域独自の実証運行を踏まえて、当該年度4月以降に本格運行を開始する新規協議会
→提出期限: 当該年度6月30日

(補足) 新規協議会とは

- ・初めて計画認定申請をする協議会を指します。
 - ・他の路線で計画認定を受けている協議会は該当しません。
- (この場合、変更申請又は変更届出で足りるため)

2. 予算関係

(令和7年度補正予算・令和8年度当初予算)

①地域公共交通確保維持改善事業

①－1 調査事業補助

①－2 地域内フィーダーシステム補助

②観光振興事業

・地域内観光フィーダーシステム補助

事業目的・背景・課題

- インバウンドが堅調な成長軌道にある中で、我が国では観光立国推進基本計画の下、“**持続可能な観光**”に係る取組が全国各地で進められているといえる水準まで増加してきたところ。世界市場における“持続可能な観光”に対する関心は引き続き高まる中で、取組を更に普及・深化させていくことが必要。
- 特に、自治体、DMO（観光地域づくり法人）、観光関連事業者、地域住民など、多様なステークホルダーが協力し、観光地としての価値を最大化しながら取り組むことが、持続可能な観光地経営に当たって重要であり、**各地域における協力体制の構築・強化、データを活用した観光ビジョン・計画の見直し／具体化等に取り組んでいく必要がある。**

事業内容・事業イメージ・事業スキーム

①【調査事業】地域一体となった持続可能な観光地経営の推進

観光産業の持続的な発展に向けて、各地域の観光資源等の魅力や課題及びその原因等を可視化するとともに、住民を含めた多様なプレイヤーの座組の下、将来の観光地像を描き、そこに向けた施策・ロードマップの策定といった観光地経営のフロー基盤の構築・強化について、必要な支援の在り方等について調査を行う。

- ・事業形態：調査事業等 ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和4年度～

持続可能な観光地経営フロー



②観光交通確保に向けた受入環境整備

地方の観光地を結ぶ路線バス等の二次交通について、地方への誘客や周遊円滑化に向けた基盤を整備するほか、入国から目的地までの移動を円滑に実施するための交通サービスの受入環境整備を支援する。

- ・事業形態：直接補助事業(補助率：1/2、1/3等)
- ・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・事業期間：平成28年度～



観光需要を取り込んだ路線バスの運行



多言語表記

③観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援

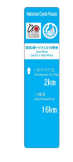
- ・事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）
- 国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助、補助対象事業者は補助対象経費の1/2または2/3を間接補助対象事業者に補助
- ・事業期間：令和元年度～



④先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

- ・事業形態：直接補助事業(補助率1/2)
- ・補助対象：地方公共団体、協議会
- ・事業期間：令和2年度～



多言語案内看板



サイクルラックの設置

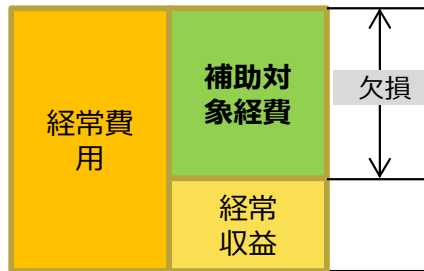
- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 情報発信

※ その他、必要な調査・実証費を計上

オーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通じた“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、生活交通に加え、観光の主要交通結節点等における二次交通としての役割が期待される地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

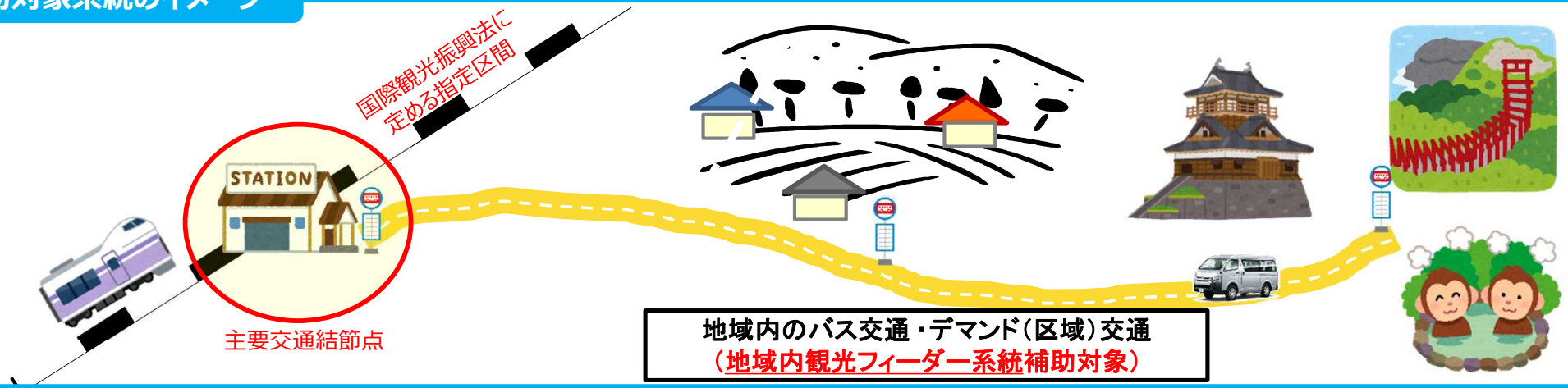


- **補助率** 1 / 2 以内
- **主な補助要件**
市町村等が定めた地域公共交通計画に、**地域住民の生活交通に加えて観光需要に対応する二次交通として**位置付けられた系統であり、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・国土交通省がリストアップする主要交通結節点及び国際観光振興法に定める指定区間（注）のいずれにも接続する系統であること
 - ・多言語表記への対応等、受入環境に係る利便増進措置を実施すること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人 / 1運行（往復）以上であること
 - ・経常赤字であること

※地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統補助との重複受給は認めない

（注）外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要な、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間

補助対象系統のイメージ



地域内観光フィーダー系統補助とは・・・??

- R8.4の改正により新設
- 「観光振興事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 生活交通に加え、観光の主要交通結節点における二次交通としての役割が期待される地域内のバス交通・デマンド交通等の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会
- 地域内フィーダーとの重複受給はできません。



補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2以内
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額の算定式については、現在本省にて検討中です。

従前の「地域内フィーダー系統補助」との違いは・・・??

- 次のページをご覧ください！



従前の地域内フィーダー系統補助との相違点

地域内フィーダー系統

地域公共交通計画への位置づけ

- サバイバル事業による運行の確保・維持が必要として位置づけ

運送主体

- 一般乗合、公共ライドシェア等

接続性要件

- 補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統

新規性要件

- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるもの

その他の要件

- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行（往復）以上
- 経常赤字

観光フィーダー系統

地域公共交通計画への位置づけ

- 地域住民の生活交通に加えて観光需要に対応する二次交通として位置づけ

運送主体

- 一般乗合、公共ライドシェア等 ※タクシー低廉化は措置しない

接続性要件

- 国土交通省がリストアップする主要交通結節点及び国際観光振興法に定める指定区間のどちらにも接続する観光フィーダー系統

新規性要件

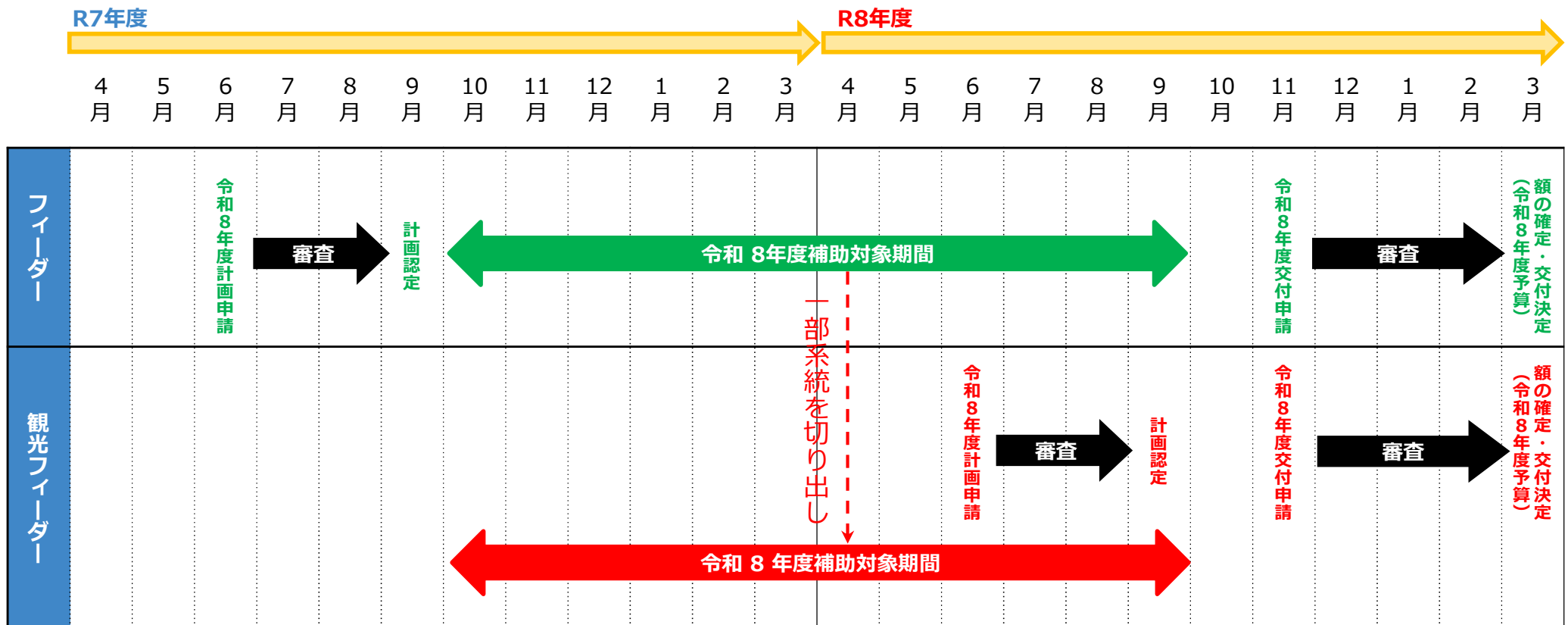
- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるもの ※地域内フィーダーからの移行は新規性ありとみなし

その他の要件

- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行（往復）以上
- 経常赤字
- 多言語表記への対応等、受入環境に係る利便増進措置を実施

計画認定と年間スケジュール(R8年度の特例)

- 観光フィーダー補助の補助対象期間はR7年10月～R8年9月の1年間（≠4月～翌年3月）
- R8年度に限り、観光フィーダー補助を受けようとする法定協議会（自治体）は、**R8年6月末まで**に補助対象の観光フィーダー系統が位置づけられた「地域公共交通計画・別紙」を国に提出し、R8年9月末までに認定を受ける。
- R7年6月に**既に提出している「地域公共交通計画・別紙」の変更による対応**も可。**既にフィーダー路線として認定され運行している系統についても位置づけを変更して認定可能。**



【留意点】

予算制約の観点から、同一市町村の同一主要交通結節点における観光フィーダー系統については、運用上、対象系統に一定の制約を設ける場合があります。

フィーダー・観光フィーダー補助の要件比較

凡例 ○: 通常どおり適用

	新規性要件	接続性要件	政令市等要件	輸送量要件	補助率
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに運行を開始するもの ・地域公共交通計画(生活交通確保維持改善計画)に基づき、新たに地方公共団体が支援を開始するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること ・過疎地域等の交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること 	政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域外であるものを除外	1回あたりの輸送量が2人以上であること	
フィーダー系統補助	○	○	○	○	1/2または市区町村毎に算定される国庫補助上限額のいずれか少ない方の額
観光フィーダー系統補助		主要交通結節点及び指定区間への接続(補助対象幹線系統への接続不要)			
利便増進特例によるフィーダー系統補助	適用なし 過去から継続して運行している系統についても補助対象	○	適用なし	○	1/2または市区町村毎に算定される国庫補助上限額のいずれか少ない方の額 ※上限額算定通知により市町村上限額をかさ上げ
利便増進特例による観光フィーダー系統補助		主要交通結節点及び指定区間への接続(補助対象幹線系統への接続不要)			
サービス継続特例によるフィーダー系統補助	○	適用緩和 地域間交通ネットワークへの接続(補助対象幹線系統への接続不要)	適用緩和 中核市のみ適用なし	○	1/2または市区町村毎に算定される国庫補助上限額のいずれか少ない方の額 ※上限額算定通知により市町村上限額をかさ上げ
サービス継続特例による観光フィーダー系統補助		主要交通結節点及び指定区間への接続(補助対象幹線系統への接続不要)			

本日の構成

1. 地域交通法と「交通空白」解消の取り組み

- ①地域交通法の概要
- ②地域交通法の改正
- ③「交通空白」解消に向けた取り組み
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤アップデートガイダンス Ver1.0

2. 予算関係（令和7年度補正予算・令和8年度当初予算）

- ①地域公共交通確保維持改善事業
 - ・調査事業補助
 - ・地域内フィーダー系統補助
- ②観光振興事業
 - ・地域内観光フィーダー系統補助

3. その他

■ 地域公共交通に関するセミナー・シンポジウム等の開催

- ・「おでかけ交通博」の開催 **(令和8年度：10/8・9 @秋田県秋田市開催予定)**

※地域における「おでかけの足」について考える契機として、平成26年度より、東北運輸局主催で福島大学や開催自治体と協力し開催。令和7年度は10月10日・11日に会津若松市で開催。自治体や有識者によるパネルディスカッションや、ポスター形式での取組発表等を実施。

- ・その他、地方公共団体等が主催するセミナー等での説明等を実施。

■ 地域公共交通に関する研修の実施

- ・年3回、国土交通省柏研修センターにおいて地域公共交通に関する研修を実施（オンラインも併用）。

■ 人材の紹介

- ・地域公共交通東北仕事人制度（平成26年3月創設）

※地域公共交通への熱意とノウハウを有した学識者、NPO、自治体職員等の人材ネットワーク

■ 計画作成の手引き・事例集等

- ・地域公共交通計画等の作成に関する手引きや、計画作成に関する事例集を策定・公表

■ 優良な取組を対象とした国土交通大臣表彰の実施

- ・地域公共交通に関して模範的な取組を行った団体を表彰

※令和7年度 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

（データが提供される仕組みの構築、「バスICカード可視化・分析システム」の導入の取組）が受賞

※令和6年度 山形県鶴岡市 庄内交通株式会社

（市内循環バスの車両小型化、運行の多頻度化、細かなルート設置による再編の取組）が受賞

※令和5年度 福島県会津若松市・「NPO法人みんなと湊まちづくりネットワーク」の取組

（広域的なネットワーク再編と地域内交通「みなとバス」の導入・運営の取組）が受賞

▼「第10回おでかけ交通博2025inあいづ」の様子



▼地域公共交通計画等の作成と運用の手引き



「地域公共交通計画」作成・取組事例集▲

- 地域公共交通計画や特定事業の実施計画の策定
- 各種補助メニューの活用
- 新制度・予算の活用
- その他地域公共交通に関するお困りごと
- 本日の説明内容についての疑問点・不明点等

■ 東北運輸局交通企画課：022-791-7507
tht-touhoku6-koutsukikaku★gxb.mlit.go.jp
(「★」の部分を「@」に変更してください)

■ 宮城運輸支局輸送部門：022-235-2517 (自動音声「3」)
企画調整担当